【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2021年6月18日提出

【計算期間】 第20期(自 2020年3月24日 至 2021年3月22日)

【ファンド名】 フィデリティ・ジャパン・オープン(確定拠出年金向け)

【発行者名】 フィデリティ投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 デレック・ヤング

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木七丁目7番7号

【事務連絡者氏名】 照沼 加奈子

【連絡場所】 東京都港区六本木七丁目7番7号

【電話番号】 03 - 4560 - 6000

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、「確定拠出年金法」に基づいて、個人または事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。

ファンドは、フィデリティ・ジャパン・オープン・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、主としてわが国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行なわれたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を増額することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託であり、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下のとおり分類されます。

商品分類表

| I-J HH / J /X / LC | | |
|--------------------|--------|-------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
| 単位型投信 | 国内 | 株 式 債 券 |
| | 海 外 | 不動産投信 |
| 追加型投信 | 内 外 | その他資産 () |
| | | 資産複合 |

(注)ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表(網掛け表示部分)の定義>

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産と ともに運用されるファンドをいいます。

- **内**…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的 に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 株 式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的 に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

(注)ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。

< 属性区分表(網掛け表示部分)の定義>

その他資産(投資信託証券(株式(一般)))…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券 (投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのものをいいます。)を通じて主と して株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものに投資する旨の記載があるものを いいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

(注)上記各表のうち、網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義について、詳しくは一般社団 法人投資信託協会のホームページ(アドレス:https://www.toushin.or.jp/)をご覧ください。

(参考)ファンドの仕組み



ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として国内株式等へ実質的に投資を行なう、「ファミリーファンド方式」です。

ファンドの特色

ファンドが主として投資を行なうマザーファンドの特色は以下の通りです。

わが国の取引所に上場 (これに準ずるものを含みます。) されている株式を主要な投資対象とします。アジアの株式にも投資可能としておりますが、現在は主として国内株式に投資しています。

個別企業分析に基づき、わが国の高成長企業(市場平均等に比較し高い成長力があり、 その持続が長期的に可能と判断される企業)を選定し、利益成長性等と比較して妥当と 判断される株価水準で投資を行ないます。

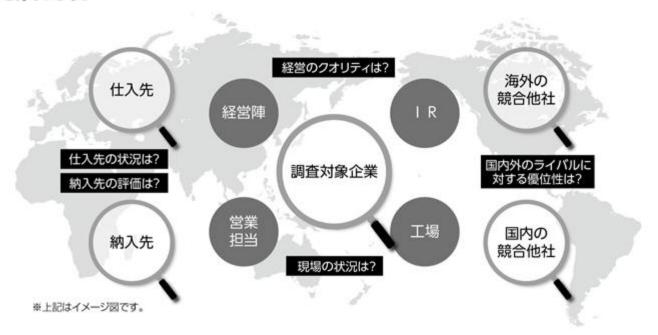
ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(参考)

[グローバルな企業調査]

企業活動のグローバル化が進み、企業の成長性などの差が広がるなか、その企業だけの調査では十分ではありません。

仕入先や関係会社の調査はもちろんのこと、グローバルネットワークを活かして、世界中の競合他社との比較 も行ないます。



(2)【ファンドの沿革】

2001年10月29日 ファンドの受益証券の募集開始

2001年11月22日 信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

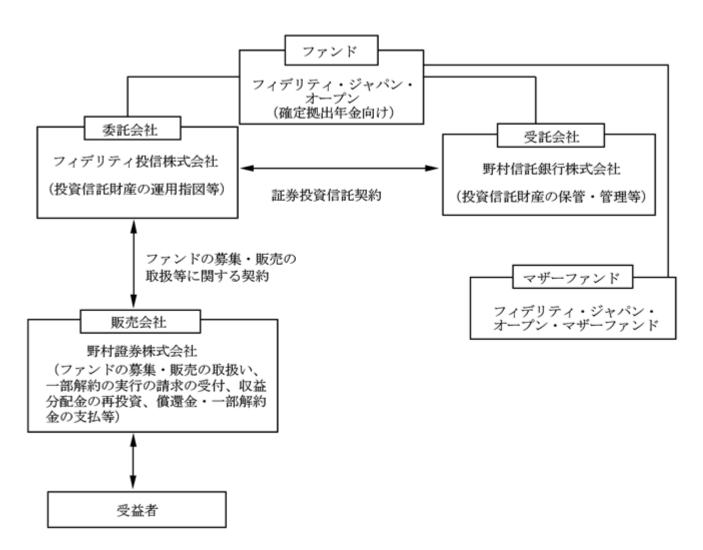
2007年1月4日 投資信託振替制度へ移行

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行ないます。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、取得申込者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して実質的な運用を行なう仕組みです。

ファンドの仕組みは以下の通りです。



委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は次の通りです。

(a) 委託会社:フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、投資信託財産の運用指図、投資信託約款の届出、受託会社と の信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、投資信託財産に組入れた有価証券の議 決権等の行使、投資信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

(b) 受託会社:野村信託銀行株式会社

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、 投資信託財産の計算(ファンドの基準価額の計算)、外国証券を保管・管理する外国の金 融機関への指示および連絡等を行ないます。

(c) 販売会社:野村證券株式会社

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の 交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への一部解約金・償還金の支払に関する 事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算 書等の交付等を行ないます。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

(a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容およびこれらに関する手続等について規定しています。

委託会社の概況 (2021年4月末日現在)

(a) 資本金の額: 金10億円

(b)沿革:

1986年11月17日 フィデリティ投資顧問株式会社設立

1987年2月20日 投資顧問業の登録

同年6月10日 投資一任業務の認可取得

1995年9月28日 社名をフィデリティ投信株式会社に変更

同年11月10日 投資信託委託業務の免許を取得、投資顧問業務と投資信託委託業務

を併営

2007年9月30日 金融商品取引業の登録

(c) 大株主の状況:

| 株主名 | 住所 | 所有株式数 | 所有比率 |
|----------------------------------|-----------------|---------|------|
| フィデリティ・ジャパ ン・ホールディングス 株式会社 | 東京都港区六本木七丁目7番7号 | 20,000株 | 100% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資態度

- (a) ファンドは、主としてマザーファンド受益証券に投資します。
- (b) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。以下同じ。)、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行なうことができます。
- (c) 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことができます。
- (d) 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことができます。
- (e) 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

ファンドのベンチマーク * 1

ファンドはTOPIX(配当込)^{*2}をベンチマークとします。

- * 1 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理 を行なう際の基準となる指標のことです。
- * 2 TOPIX(配当込)とは、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(㈱東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標に関するすべての権利は㈱東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、㈱東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、本商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

運用方針

個別企業分析にあたっては、日本および世界の主要拠点のアナリストによる独自の企業 調査情報を活用し、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプロー チ」を重視した運用を行ないます。

ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本とし、リスクの分散を図ります。 株式の組入比率は、原則として高位を維持し、投資信託財産の総額の65%超を基本とし ます。

上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの運用方針を含みます。

運用担当者の変更等により、委託会社または委託先のグループ会社間へ運用の指図に関する権限の委託(再委託も含みます。)を追加する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類

ファンドが投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

- (a) 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投資信託法」といいます。)第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - 1.有価証券
 - 2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「その他の投資対象」2.から6.に定めるものに限ります。)
 - 3. 金銭債権
 - 4.約束手形
- (b) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 1.デリバティブ取引に係る権利と類似の取引に係る権利
 - 2. 為替手形

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。また保有する有価証券(投資信託法施行規則第22条第1項第1号イから八までに掲げるものに限ります。)をもってマザーファンドの受益証券に投資することを指図できます。

- 1.株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4 . 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型 新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
- 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から11.までの証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定める ものをいいます。)

- 14.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11 号で定めるものをいいます。)
- 15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行 信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

前記 にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4 . 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

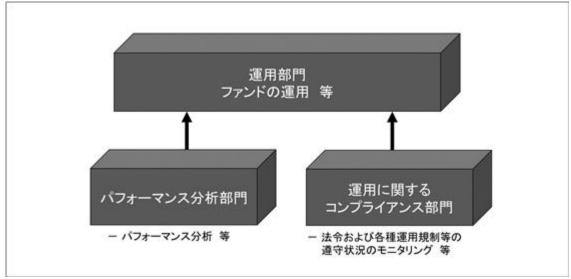
その他の投資対象

- 1.投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- 2.投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含むものとします(以下同じ。)。
- 3.投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における 通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプ ション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 4.投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における 金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と 類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

- 5.投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことの指図をすることができます。なお、スワップ取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- 6.投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。なお、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- 7.投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債の 貸付の指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めたとき は、担保の受入れの指図を行なうものとします。
- 8.実質外貨建資産*の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 9.投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。
 - *「実質外貨建資産」とは、ファンドに属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうちファンドに属するとみなした額(ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額をいいます。

(3)【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



運用部門では、ファンドの運用等を行ないます。

パフォーマンス分析部門では、ファンドのパフォーマンス分析等を行ないます。

運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドの法令および各種運用規制等の遵守状況のモニタリング等を行ないます。

<ファンドの運用体制に対する管理等>

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と、運用 部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証していま す。

- ・ 運用部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。
- ・ 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守し て運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて 適宜関係部門にフィードバックしています。

また、ファンドの運用管理にあたっては、インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティを開催しています。

インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティは、原則として毎月開催され、運用 部門、パフォーマンス分析部門、運用に関するコンプライアンス部門のメンバー等から構成され ており、日本を含むアジア・パシフィックで運用を行なっているファンドの運用成果のレビュー 等を行なっています。

ファンドの関係法人である受託会社の管理として、受託会社より原則として年 1 回、内部統制 に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっています。

上記「(3)運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

運用担当者の変更等により、委託会社または委託先のグループ会社間へ運用の指図に関する権限の 委託(再委託も含みます。)を追加する場合があります。なお、この場合においても、基本的に ファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

(4)【分配方針】

収益分配方針

年1回決算を行ない、毎決算時(原則3月21日。同日が休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- (a) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。) 等の全額とします。
- (b) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。また、 投資信託財産の長期的な成長を図ることを本旨として収益分配金額を決定します。ただ し、必ず分配を行なうものではありません。
- (c) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

利益の処理方式

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a)配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、投資信託財産保管費用、借入金の利息および融資枠の設定に要する費用、信託事務の諸費用等(投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、立替金利息等を含みます。)、信託報酬(以下、総称して「支出金」といいます。)を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、支出金を 控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分 配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み 立てることができます。
- (c) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- (注)分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 (当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益 者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込 代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則とし て取得申込者とします。)に、税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加 した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

ファンドの投資信託約款に基づく制限

- (a) 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (b) 株式への実質投資割合*には制限を設けません。
- (c) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額 の20%以下とします。
- (d) 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。有価証券の値上がり等により30%を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
- (e) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の 純資産総額の5%以下とします。
- (f) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (g) マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (h) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- (i)信用取引の指図は、次の1)から6)に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1)から6)に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1)投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2)株式分割により取得する株券
 - 3)有償増資により取得する株券
 - 4)売り出しにより取得する株券

- 5)投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権 付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
- 6)投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行 使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約 権(上記5)に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券
- (j) 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引の指図は次の範囲で行なうものとします。なお、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。
 - 1) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に投資信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金ならびに前記「(2)投資対象 投資対象とする金融商品」1.から4.に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - 3) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (k) 通貨に係る先物取引および先物オプション取引の指図は、次の範囲で行なうものとします。
 - 1) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額(投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 - 2) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - 3) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (I) 金利に係る先物取引およびオプション取引の指図は、次の範囲で行なうものとします。 なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
 - 1) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(投資信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記「(2)投資対象 投資対象とする金融商品」1.から4.に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

フィデリティ投信株式会社(E12481)

- 2) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「(2)投資対象 投資対象とする金融商品」1.から4.に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、投資信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に投資信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等
- 3) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受け取る外

- (m) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。(マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (n) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (o) 委託会社が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債(外国通貨表示の公社債(利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。)をいいます。以下同じ。)、外国または外国法人の発行する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債については、取引所に上場(上場予定を含みます。)されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、私募により発行された公社債ならびに社債権者割当または株主割当により取得する公社債については、この限りではありません。
- (p)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する 株式の時価合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場 合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するもの とします。

- (q) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (r) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- (s) 借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

- (t) デリバティブ取引等(新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。)については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
 - * 上記(b)から(g)における「実質投資割合」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、ファンドの投資信託財産に属する(b)から(g)に掲げる各種の資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの投資信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。「ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資信託法および関係法令に基づく投資制限

- (a) 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条) 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべ ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数 が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合にお いては、当該投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなり ません
- (b) デリバティブ取引に関する投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項 第8号)

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。)を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指図してはなりません。

(c) 信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1 項第8号の2)

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行なうことを受託会社に指図してはなりません。

(参考情報)

フィデリティ・ジャパン・オープン・マザーファンドの概要

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要な投資対象と します。

(2) 投資態度

主としてわが国の株式に投資します。但し、日本株式とその他のアジアの株式を比較し、その相対的な投資魅力の状況によってはその他のアジアの株式にも投資することができます。ファンドは通常ポートフォリオの少なくとも65%を日本株式に投資します。

成長性に焦点をあてた投資手法である「グロース」と株価の割安性に重点をおいたもう一つ の投資手法である「バリュー」の双方をふまえ、運用実績の長期的な向上をめざします。

企業を実地に訪問し、徹底した調査にもとづき個別銘柄を選別する「ボトム・アップ・アプローチ」により運用を行ないます。

フルインベストメントを基本とします。

株式への投資は、原則として、高位を維持し、投資信託財産の総額の65%超を基本とします。また、株式以外の資産への投資は、原則として、投資信託財産の総額の35%以内とします。

有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことができます。

資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合 もあります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

外貨建資産への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産 の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

EDINET提出書類

フィデリティ投信株式会社(E12481)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等 (ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。)は以下の通りです。

主な変動要因

<価格変動リスク>

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経 営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

その他の変動要因

<信用リスク>

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、 債務が履行されない場合があります。

< 為替変動リスク >

外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

<クーリング・オフ>

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

<デリバティブ(派生商品)に関する留意点>

ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ(派生商品)を 用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額 の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が 履行されず損失を被る可能性があります。

<ベンチマークに関する留意点>

ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

<解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動の可能性>

解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって基準価額が大きく変動する可能性があります。

<ファミリーファンド方式にかかる留意点>

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴い、マザーファンドにおいて売買が生じ、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

< 分配金に関する留意点 >

分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、 分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む 売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日 と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファン ドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配 金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的 には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) 投資リスクの管理体制

投資リスク管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と、運用部 門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

- ・ 運用部門では、部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが 「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について 協議しています。ポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種別配分、投資タイミン グの決定等についての権限を保有していますが、この「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」では、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビュー されます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断すること に起因するリスクが管理される仕組みとなっています。
- 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。

また、ファンドの運用管理にあたっては、インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティを開催しています。

インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティは、原則として毎月開催され、運用 部門、パフォーマンス分析部門、運用に関するコンプライアンス部門のメンバー等から構成され ており、日本を含むアジア・パシフィックで運用を行なっているファンドの運用成果のレビュー 等を行なっています。

投資リスクの管理体制は変更となる場合がありますが、ファンドの基本的なリスクの管理体制が変更されるものではありません。

(3) 販売会社に係る留意点

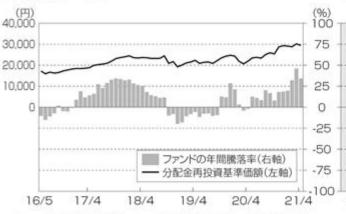
販売会社により委託会社に対して申込金額の払込みが現実になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

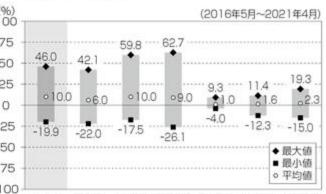
一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの 場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負 いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売(申込金額の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資 基準価額の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較





- ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債
- ※「ファンドの年間騰落率」は、ファンドの2016年5月~2021年4月 の5年間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。
- ※「ファンドの年間騰落率」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当騰落率は目盛最大値に比べ値が小さいためにグラフが見えない場合があります。
- ※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合が あります。
- ※2016年5月~2021年4月の5年間の各月末における直近1年間 の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンド及び他の代表的な資 産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に 比較できるように作成したものです。
- ※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ※ファンドは税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年 間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年 間騰落率とは異なる場合があります。

[代表的な資産クラスの指数]

| 日本株 | TOPIX(配当込) | 東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(㈱東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標に関するすべての権利は㈱東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、㈱東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、本商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。 |
|------|--|--|
| 先進国株 | MSCI コクサイ・インデックス (税号)前配当金込/円ベース) | MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。 |
| 新興国株 | MSCI エマージング・マー ケット・インデックス(税引前 配当金込/円ベース) | MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、エマージング諸国の株式 市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、および その他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI 国債 | NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場 全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォ リオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権およびその他 一切の権利は野村證券に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA-BPI 国債の正確性、 完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて運用される当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) | FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。 |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグロー バル・ダイバーシファイド(円 ベース) | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー・が算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。当指数の著作権はジェー・ビー・モルガン・チェース・アンド・カンバニーに帰属しております。指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はJPMorgan Chase & Co.及び関係会社(「JPモルガン」)に帰属しております。JPモルガンは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。JPモルガンは、指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドを推奨するものでもなく、ファンドの連用成果等に関して一切責任を負うものではありません。 |

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指数提供元にて円換算しております。

4【手数料等及び税金】

- (1)【申込手数料】ありません。
- (2)【換金(解約)手数料】 ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬(消費税等相当額^{*1}を含みます。)の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託 財産の純資産総額に年1.518%(税抜^{*2} 1.38%)以内の率を乗じて得た額とします。

- * 1「消費税等相当額」とは、消費税相当額および地方消費税相当額をいいます。(以下同じ。)
- *2「税抜」における「税」とは消費税等相当額をいいます。(以下同じ。)

上記 の信託報酬は、毎計算期の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通りに定めます。

(年率/税抜)

| 純資産総額 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 合計 |
|-----------------------------|--------|-------|-------|--------|
| 50億円未満の部 分 | 0.73% | 0.55% | 0.10% | 1.38% |
| 50億円以上 500億円未満の部 分 | 0.71% | 0.55% | 0.10% | 1.36% |
| 500億円以上 1,000億円未満の 部分 | 0.705% | 0.55% | 0.10% | 1.355% |
| 1,000億円以上の 部分 | 0.70% | 0.55% | 0.10% | 1.35% |

<信託報酬等を対価とする役務の内容>

| 委託会社 | 委託した資金の運用の対価 |
|------|--|
| 販売会社 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事 |
| | 務手続き等の対価 |
| 受託会社 | 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価 |

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費 用

先物取引やオプション取引等に要する費用

外貨建資産の保管費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

投資信託財産に関する租税

信託事務の処理に要する諸費用

受託会社の立替えた立替金の利息

その他、以下の諸費用

- 1)投資信託振替制度に係る手数料および費用
- 2)有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
- 3)目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- 4)投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- 5)運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出 費用も含みます。)
- 6)ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託 契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- 7)ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記 の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される金額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記 の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときに、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、上記 ~ の費用については、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用 状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)~(4)に係る手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、所得税および 地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者等については、確定拠出年金の積 立金の運用にかかる税制が適用されます。なお、上記以外の受益者(法人)の場合の課税の 取扱いは下記の通りです。 法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税取扱いとなる普通分配金^{*1}ならびに一部解約時および償還時の個別元本^{*2}超過額については、15.315%(所得税(復興特別所得税を含みます。)15.315%)の税率により源泉徴収されます。(地方税の源泉徴収はありません。)収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)^{*3}は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

- * 1 「普通分配金」とは、受益者が分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額 が当該受益者の個別元本と同額または上回っている場合の当該収益分配金の全額をい います。
- *2 「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等をいいます。
- *3 「元本払戻金(特別分配金)」とは、受益者が分配金を受け取る際、当該収益分配金落 ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合のその下回る額をいいま す。

上記「(5)課税上の取扱い」の記載は、2021年4月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

上記「(5)課税上の取扱い」の記載は、法的助言または税務上の助言をなすものではありません。ファンドへの投資を検討される方は、ファンドの購入、保有、換金等がもたらす税務上の意味合いにつき専門家と相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2021年4月30日現在)

| 資産の種類 | 国・地域 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) | |
|------------------|------|----------------|-------------|--|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 28,687,664,220 | 100.17 | |
| 預金・その他の資産(負債控除後) | - | 47,651,395 | 0.17 | |
| 合計 (純資産総額) | | 28,640,012,825 | 100.00 | |

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考)マザーファンドの投資状況 フィデリティ・ジャパン・オープン・マザーファンド

(2021年4月30日現在)

| 資産の種類 | 国・地域 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|------------------|------|----------------|-------------|
| 株式 | 日本 | 88,648,756,550 | 99.14 |
| 預金・その他の資産(負債控除後) | - | 772,509,122 | 0.86 |
| 合計 (純資産総額) | | 89,421,265,672 | 100.00 |

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2021年4月30日現在)

| 順位 | 種類 | 銘柄名 | 国・ 地域 | 数量 (口数) | 帳簿価 額単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|-------------------|--------------------------------------|----------|---------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1 | 親投資 信託受 益証券 | フィデリティ・ ジャパン・オープ ン・マザーファン ド | 日本 | 9,328,714,952 | 3.1217 | 29,122,162,864 | 3.0752 | 28,687,664,220 | 100.17 |

種類別投資比率

(2021年4月30日現在)

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 100.17 |

(参考)マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄 フィデリティ・ジャパン・オープン・マザーファンド

(2021年4月30日現在)

| | | | | | | | 1 - 1 7 100 <u>- 1</u> 21 | |
|-----|-------------------------|------|----|------------|-----------|--------------------|--------------------------------------|-----------------|
| 順位 | 銘柄名 | 通貨地域 | | 種 類 業 種 | 数量 | 簿価単価(円) 簿価金額(円) | 評価単価(円)時価金額(円) | 投資 比率 (%) |
| 1 | キーエンス | 日本・円 | 株式 | | 74,800 | 50,130.98 | 52,520.00 | 4.39 |
| Ŀ | 1 1// | 日本 | | 電気機器 | 71,000 | 3,749,798,012 | 3,928,496,000 | 1.00 |
| 2 | リクルートホールディン | 日本・円 | 株式 | | 763,100 | 5,128.14 | 4,939.00 | 4.21 |
| | グス | 日本 | | サービス業 | 705,100 | 3,913,286,483 | 3,768,950,900 | 7.21 |
| 3 | 伊藤忠商事 | 日本・円 | 株式 | | 1,025,900 | 3,573.00 | 3,408.00 | 3.91 |
| 3 | 计脉心问す | 日本 | | 卸売業 | 1,023,900 | 3,665,540,700 | 3,496,267,200 | 3.91 |
| 4 | 東京海上ホールディング | 日本・円 | 株式 | | 634,800 | 5,359.00 | 5,230.00 | 3.71 |
| 4 | ス | 日本 | | 保険業 | 034,800 | 3,401,893,200 | 3,320,004,000 | 3.71 |
| 5 | 日油 | 日本・円 | 株式 | | 567,900 | 5,760.00 | 5,780.00 | 3.67 |
| | 口油 | 日本 | | 化学 | 307,900 | 3,271,104,000 | 3,282,462,000 | 3.07 |
| 6 | 東京エレクトロン | 日本・円 | 株式 | | 63,700 | 41,500.00 | 48,320.00 | 3.44 |
| 0 | 宋尔エレグトロン | 日本 | | 電気機器 | 03,700 | 2,643,550,000 | 3,077,984,000 | 3.44 |
| 7 | SMC | 日本・円 | 株式 | | 45,700 | 63,030.00 | 63,450.00 | 3.24 |
| _ ′ | 3 W C | 日本 | | 機械 | 45,700 | 2,880,471,000 | 2,899,665,000 | 3.24 |
| 8 | 小糸製作所 | 日本・円 | 株式 | | 402,300 | 7,800.00 | 6,810.00 | 3.06 |
| 0 | 小尔表下的 | 日本 | | 電気機器 | 402,300 | 3,137,940,000 | 2,739,663,000 | 3.00 |
| 9 | マキタ | 日本・円 | 株式 | | 497,900 | 4,835.00 | 4,915.00 | 2.74 |
| 9 | (+) | 日本 | | 機械 | 497,900 | 2,407,346,500 | 2,447,178,500 | 2.74 |
| 10 | 信越化学工業 | 日本・円 | 株式 | | 127,300 | 18,349.60 | 18,450.00 | 2.63 |
| 10 | 后 巡 化子上未 | 日本 | | 化学 | 127,300 | 2,335,905,173 | 2,348,685,000 | 2.03 |
| 11 | ミスミグループ本社 | 日本・円 | 株式 | | 722,100 | 3,295.44 | 3,080.00 | 2.49 |
| | ベスペッルーノ平位 | 日本 | | 卸売業 | 722,100 | 2,379,641,177 | 2,224,068,000 | 2.49 |
| 12 | 三浦工業 | 日本・円 | 株式 | | 385,900 | 5,890.00 | 5,730.00 | 2.47 |
| 12 | 一州土来 | 日本 | | 機械 | 365,900 | 2,272,951,000 | 2,211,207,000 | 2.41 |
| 13 | 口木雪产 | 日本・円 | 株式 | | 160 600 | 13,300.00 | 12,655.00 | 2.40 |
| 13 | 日本電産 | 日本 | | 電気機器 | 169,600 | 2,255,680,000 | 2,146,288,000 | 2.40 |
| | | | | | | | | |

| | | | | | Ts | <u> </u> | 国汉县 |
|-----|----------------|------|--------|----------|---------------|---------------|------|
| 14 | ディスコ | 日本・円 | 株式 | 53,400 | 33,800.00 | 35,400.00 | 2.11 |
| 14 | 7127 | 日本 | 機械 | 55,400 | 1,804,920,000 | 1,890,360,000 | 2.11 |
| 15 | オービック | 日本・円 | 株式 | 83,600 | 19,670.00 | 21,130.00 | 1.98 |
| 13 | オーレック | 日本 | 情報・通信業 | 83,600 | 1,644,412,000 | 1,766,468,000 | 1.90 |
| 16 | 10 - | 日本・円 | 株式 | 216 600 | 5,050.00 | 5,510.00 | 1.95 |
| 10 | 大塚商会 | 日本 | 情報・通信業 | 316,600 | 1,598,830,000 | 1,744,466,000 | 1.95 |
| 17 | 自油制作品 | 日本・円 | 株式 | 425,000 | 3,910.00 | 3,825.00 | 1.86 |
| 17 | 島津製作所 | 日本 | 精密機器 | 435,900 | 1,704,369,000 | 1,667,317,500 | 1.00 |
| 10 | 拉田制作 系 | 日本・円 | 株式 | 100 400 | 9,050.00 | 8,703.00 | 1 02 |
| 18 | 村田製作所 | 日本 | 電気機器 | 188,400 | 1,705,020,000 | 1,639,645,200 | 1.83 |
| 10 | ゲノナン.丁光 | 日本・円 | 株式 | 70, 400 | 22,220.00 | 21,930.00 | 4 70 |
| 19 | ダイキン工業 | 日本 | 機械 | 73,100 | 1,624,282,000 | 1,603,083,000 | 1.79 |
| | #u → | 日本・円 | 株式 | 444 500 | 11,783.62 | 10,900.00 | 4 70 |
| 20 | ソニーグループ | 日本 | 電気機器 | 141,500 | 1,667,383,238 | 1,542,350,000 | 1.72 |
| 04 | mz++///人/TI かに | 日本・円 | 株式 | 400,000 | 3,405.00 | 3,365.00 | 4 00 |
| 21 | 野村総合研究所 | 日本 | 情報・通信業 | 433,800 | 1,477,089,000 | 1,459,737,000 | 1.63 |
| 00 | +11 ·· 4 2 | 日本・円 | 株式 | 770 700 | 1,955.00 | 1,757.50 | 1 51 |
| 22 | オリックス | 日本 | その他金融業 | 770,700 | 1,506,718,500 | 1,354,505,250 | 1.51 |
| | +11>.1°¬ | 日本・円 | 株式 | 500 000 | 2,358.50 | 2,247.50 | 4 47 |
| 23 | オリンパス | 日本 | 精密機器 | 583,800 | 1,376,892,300 | 1,312,090,500 | 1.47 |
| 24 | >.¬ / | 日本・円 | 株式 | 40, 000 | 25,455.00 | 25,035.00 | 4 20 |
| 24 | シマノ | 日本 | 輸送用機器 | 49,800 | 1,267,659,000 | 1,246,743,000 | 1.39 |
| 25 | 口六制作印 | 日本・円 | 株式 | 220, 000 | 5,406.92 | 5,381.00 | 4 07 |
| 25 | 日立製作所 | 日本 | 電気機器 | 228,000 | 1,232,778,442 | 1,226,868,000 | 1.37 |
| 20 | コー フレリニノリンガ | 日本・円 | 株式 | 42, 200 | 86,890.00 | 89,710.00 | 4 22 |
| 26 | ファーストリテイリング | 日本 | 小売業 | 13,300 | 1,155,637,000 | 1,193,143,000 | 1.33 |
| 0.7 | | 日本・円 | 株式 | 540, 400 | 2,753.00 | 2,300.00 | 4 00 |
| 27 | 良品計画 | 日本 | 小売業 | 513,400 | 1,413,390,200 | 1,180,820,000 | 1.32 |
| 00 | | 日本・円 | 株式 | 540,000 | 2,253.00 | 2,250.00 | 4 00 |
| 28 | リログループ | 日本 | サービス業 | 518,600 | 1,168,405,800 | 1,166,850,000 | 1.30 |
| 20 | ="> | 日本・円 | 株式 | 400,000 | 7,324.06 | 7,059.00 | 4 00 |
| 29 | デンソー | 日本 | 輸送用機器 | 163,900 | 1,200,414,393 | 1,156,970,100 | 1.29 |
| 20 | #:可 带 # | 日本・円 | 株式 | E40, 400 | 2,112.00 | 1,984.00 | 4 00 |
| 30 | 横河電機 | 日本 | 電気機器 | 549,400 | 1,160,332,800 | 1,090,009,600 | 1.22 |
| | | | ! | | | | |

(参考)マザーファンドの種類別および業種別投資比率 フィデリティ・ジャパン・オープン・マザーファンド

(2021年4月30日現在)

| | | (2021年4月 | , , , , , , , , , , , , , , , , , , , |
|----------|---------------|----------|---------------------------------------|
| 種類 | 国内 / 外国 | 業種 | 投資比率 |
| 12 // | | 7K 12 | (%) |
| 株式 | 国内 | 水産・農林業 | 0.30 |
| | | 建設業 | 0.63 |
| | | 食料品 | 0.32 |
| | | 化学 | 10.12 |
| | | 医薬品 | 1.63 |
| | | ガラス・土石製品 | 0.96 |
| | | 金属製品 | 0.98 |
| | | 機械 | 13.23 |
| | | 電気機器 | 23.99 |
| | | 輸送用機器 | 3.47 |
| | | 精密機器 | 4.06 |
| | | その他製品 | 1.07 |
| | | 陸運業 | 1.14 |
| | | 倉庫・運輸関連業 | 0.12 |
| | | 情報・通信業 | 10.10 |
| | | 卸売業 | 7.95 |
| | | 小売業 | 5.28 |
| | | 保険業 | 3.71 |
| | | その他金融業 | 1.81 |
| | | 不動産業 | 0.56 |
| | | サービス業 | 7.73 |
| 合計(対純資産総 | 総額比) | | 99.14 |

【投資不動産物件】 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2021年4月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

| 期 | 年月日 | 純資産総額 (百万円) (分配落) | 純資産総額 (百万円) (分配付) | 1 口当たり純資産額 (円) (分配落) | 1 口当たり純資産額 (円) (分配付) |
|-----|--------------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 11期 | (2012年3月21日) | 10,652 | 10,652 | 0.9554 | 0.9554 |
| 12期 | (2013年3月21日) | 13,796 | 13,796 | 1.1912 | 1.1912 |
| 13期 | (2014年3月24日) | 15,209 | 15,209 | 1.3396 | 1.3396 |
| 14期 | (2015年3月23日) | 19,639 | 19,639 | 1.8182 | 1.8182 |
| 15期 | (2016年3月22日) | 18,082 | 18,082 | 1.6482 | 1.6482 |
| 16期 | (2017年3月21日) | 20,115 | 20,115 | 1.8816 | 1.8816 |
| 17期 | (2018年3月22日) | 25,441 | 25,441 | 2.3428 | 2.3428 |
| 18期 | (2019年3月22日) | 23,306 | 23,306 | 2.1383 | 2.1383 |
| 19期 | (2020年3月23日) | 18,782 | 18,782 | 1.8513 | 1.8513 |
| 20期 | (2021年3月22日) | 29,357 | 29,357 | 2.9919 | 2.9919 |
| | 2020年4月末日 | 22,280 | - | 2.1925 | - |
| | 2020年 5 月末日 | 24,025 | - | 2.3499 | - |
| | 2020年 6 月末日 | 23,865 | - | 2.3744 | - |
| | 2020年7月末日 | 23,365 | - | 2.3356 | - |
| | 2020年8月末日 | 25,016 | - | 2.5074 | - |
| | 2020年 9 月末日 | 26,027 | - | 2.5921 | - |
| | 2020年10月末日 | 25,531 | - | 2.5381 | - |
| | 2020年11月末日 | 28,518 | - | 2.8708 | - |
| | 2020年12月末日 | 29,187 | - | 2.9322 | - |
| | 2021年 1 月末日 | 29,086 | - | 2.9120 | - |
| | 2021年 2 月末日 | 28,603 | - | 2.8789 | - |
| | 2021年 3 月末日 | 29,521 | - | 3.0160 | - |
| | 2021年4月末日 | 28,640 | - | 2.9425 | - |

【分配の推移】

| 期 | 1 口当たりの分配金(円) |
|------|---------------|
| 第11期 | 0.0000 |
| 第12期 | 0.0000 |
| 第13期 | 0.0000 |
| 第14期 | 0.0000 |
| 第15期 | 0.0000 |
| 第16期 | 0.0000 |
| 第17期 | 0.0000 |
| 第18期 | 0.0000 |
| 第19期 | 0.0000 |
| 第20期 | 0.0000 |

【収益率の推移】

| 期 | 収益率(%) |
|------|--------|
| 第11期 | 2.6 |
| 第12期 | 24.7 |
| 第13期 | 12.5 |
| 第14期 | 35.7 |
| 第15期 | 9.3 |
| 第16期 | 14.2 |
| 第17期 | 24.5 |
| 第18期 | 8.7 |
| 第19期 | 13.4 |
| 第20期 | 61.6 |

(注)収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を直前の計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

| 期 | 設定数量 | 解約数量 | 発行済数量 |
|--------------|---------------|---------------|----------------|
| " | (口) | (口) | (口) |
| 第11期 | 2,610,956,163 | 1,194,790,703 | 11,150,712,294 |
| 第12期 | 2,081,907,388 | 1,650,609,330 | 11,582,010,352 |
| 第13期 | 2,724,502,949 | 2,952,343,212 | 11,354,170,089 |
| 第14期 | 2,007,668,271 | 2,560,681,068 | 10,801,157,292 |
| 第15期 | 2,032,680,885 | 1,862,848,302 | 10,970,989,875 |
| 第16期 | 1,618,666,670 | 1,899,306,517 | 10,690,350,028 |
| 第17期 | 2,372,876,540 | 2,203,835,666 | 10,859,390,902 |
| 第18期 | 1,933,827,803 | 1,893,764,589 | 10,899,454,116 |
| 第19期 | 1,836,124,387 | 2,589,814,870 | 10,145,763,633 |
| 第20期 | 2,553,795,254 | 2,887,333,665 | 9,812,225,222 |

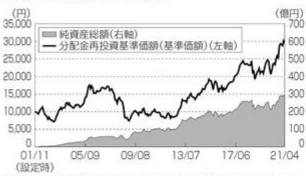
⁽注)本邦外における設定及び解約はありません。

<参考情報>

(2021年4月30日現在)

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。
※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。
※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの分配金を再投資した実績評価額です。ただし、分配金にかかる税金は考慮していません。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

基準価額 29.425円 純資産総額 286.4億円

分配の推移

| 決算期 | 分配金(1万口当たり/税引前) | |
|---------|-----------------|--|
| 2017年3月 | 0円 | |
| 2018年3月 | 0円 | |
| 2019年3月 | 0円 | |
| 2020年3月 | 0円 | |
| 2021年3月 | 0円 | |
| 設定来累計 | 0円 | |

主要な資産の状況(マザーファンド)

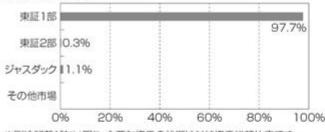
資産別組入状況

| 株式 | 99.1% |
|--------|-------|
| 現金-その他 | 0.9% |

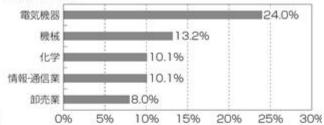
組入上位10銘柄

| | 銘柄 | 業種 | 比率 |
|----|---------------|-------|------|
| 1 | キーエンス | 電気機器 | 4.4% |
| 2 | リクルートホールディングス | サービス業 | 4.2% |
| 3 | 伊藤忠商事 | 卸売業 | 3.9% |
| 4 | 東京海上ホールディングス | 保険業 | 3.7% |
| 5 | 日油 | 化学 | 3.7% |
| 6 | 東京エレクトロン | 電気機器 | 3.4% |
| 7 | SMC | 機械 | 3.2% |
| 8 | 小糸製作所 | 電気機器 | 3.1% |
| 9 | マキタ | 機械 | 2.7% |
| 10 | 信越化学工業 | 化学 | 2.6% |



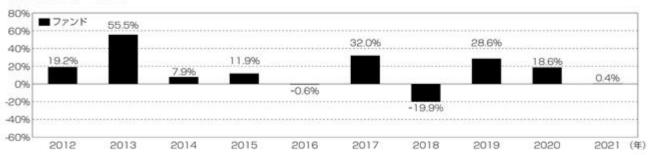






- ※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。
- ※未払金等の発生により、「現金・その他」の数値がマイナスになることがあります。
- ※業種は東証33業種に準じて表示しています。

年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして算出しています。

※2021年は年初以降4月末までの実績となります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日において行なわれます。

取得申込みの受付は、原則として午後3時までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの販売価格は、取得申込受付日の基準価額とします。(取得申込みには、手数料はかかりません。)

取得申込みの単位は、1円以上1円単位とします。

ただし、受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

取得申込者は、原則として、取得申込受付日の翌営業日までに申込代金をお申込みの販売会社にお支払いいただくものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

また、委託会社は、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことがあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの 受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金(解約)手続等】

ご換金の際は、販売会社の所定の手続きに従ってお申込を行なってください。

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日に一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の請求を受けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。

一部解約の実行の請求単位は、1口以上1口単位とします。

一部解約による手取額 * は、解約請求受付日の基準価額とします。なお、基準価額は毎営業日計算され、委託会社のホームページ(アドレス: https://www.fidelity.co.jp/)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール(0120 - 00 - 8051(受付時間:営業日の午前9時~午後5時))または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

* 上記手取額は、確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合を記載しております。確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等以外の受益者(法人)の場合は、一部解約時の個別元本超過額に対して課税されます。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して4営業日目から、販売会社の営業所等においてお支払いいたします。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

また、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の 請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係 る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替 機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。換金の請求を受益 者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。受益証券をお手許で保有されて いる方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要 であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

ファンドの基準価額は、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

マザーファンド受益証券:基準価額で評価します。

株式:原則として、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、委託会社のホームページ(アドレス:

https://www.fidelity.co.jp/)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール(0120 - 00 - 8051(受付時間:営業日の午前9時~午後5時))、または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。(日本経済新聞においては、ファンドは「年ジャパ」として略称で掲載されています。)

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりもって表示されることがあります。

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、下記「(5)その他 (a)信託の終了」の場合には、 信託は終了します。

(4)【計算期間】

計算期間は原則として毎年3月22日から翌年3月21日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。最終計算期間は、下記「(5)その他 (a)信託の終了」による解約の日までとします。

(5)【その他】

(a)信託の終了

1.委託会社は、信託期間中において信託契約の一部解約により受益権の残存口数が30億口を下回った場合、またはファンドの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときその他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行ないません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間(1ヵ月を下らないものとします。)内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、信託契約を解約しないこととします。信託契約を解約しないこととなった場合には、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

なお、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記一定期間が1ヵ月を下らないこととすることが困難な場合には、前段は適用されません。

- 2.委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了します。
- 3.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 4. 受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただしファンドの信託に関する受託会社の業務を他の受託会社が引き継ぐ場合を除きます。)、受託会社の辞任および解任に際し委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(b) 投資信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、投資信託約款を変更することができます。委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行ないません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間(1ヵ月を下らないものとします。)内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に投資信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、投資信託約款の変更は行なわないこととします。投資信託約款の変更を行なわないこととなった場合には、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

委託会社は監督官庁より投資信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令に従い、投資 信託約款を変更します。この変更内容が重大なものとなる場合には前2段の手法に従います。

(c) 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間のファンドの募集・販売等にかかる契約書は、期間満了の3ヵ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、自動的に1年延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。

(d) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ(https://www.fidelity.co.jp/)に掲載します。

(e) 運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの計算期間の終了後および償還後に当該期間中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等のうち、重要な事項を記載した交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書)を作成し、これを販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

また、委託会社は、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書)の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書(全体版)を交付したものとみなします。

上記の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(f) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(g) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、委託会社は、前記

「(b)投資信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のう え、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社は、受託会社につき以下の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めると きは、法令に従い受託会社を解任することができます。受託会社の解任に伴う取扱いについて は、前2段に定める受託会社の辞任に伴う取扱いに準じます。

- 1.支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
- 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- 3.投資信託財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
- 4. 受託会社が投資信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき。
- 5.その他委託会社の合理的な判断において、受託会社の信用力が著しく低下し、委託会社に よる投資信託財産の運用の指図または受託会社による投資信託財産の保管に支障をきたす と認められるとき。

上記に基づき受託会社が辞任しまたは解任されたまたは解任されうる場合において、委託会社が投資信託約款に定める受託会社の義務を適切に履行する能力ある新受託会社を選任することが不可能または困難であるときには、委託会社は解任権を行使する義務も新受託会社を選任する義務も負いません。委託会社は、本項に基づく受託会社の解任または新受託会社の選任についての判断を誠実に行なうよう努めるものとしますが、かかる判断の結果解任されなかった受託会社または選任された新受託会社が倒産等により投資信託約款に定める受託会社の義務を履行できなくなった場合には、委託会社は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 ファンドは「自動けいぞく投資コース」専用であるため、受託会社が委託会社の指定する預 金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販 売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係 る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は振替口座簿に記載または 記録されます。再投資の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として信託終了日から起算して5営業日まで)から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないとき は、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に、1口単位をもって一部解約の実行を委託会社に請求することができます。詳細は、前記「第2管理及び運営 2 換金(解約)手続等」の項をご参照ください。

(4) 委託会社の免責

収益分配金の再投資、償還金および一部解約金の受益者への支払については、委託会社は販売会社に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の 閲覧または謄写を請求することができます。

EDINET提出書類 フィデリティ投信株式会社(E12481) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(6) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または投資信託約款の重大な内容の変更を行なう場合において、一定の期間 内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対して、自己に帰属する受益権を、 投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期計算期間(2020年3月24日から2021年3月22日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

1【財務諸表】

【フィデリティ・ジャパン・オープン(確定拠出年金向け)】

(1)【貸借対照表】

| | 第19期計算期間 2020年 3 月23日現在 | 第20期計算期間 2021年 3 月22日現在 |
|----------------|----------------------------|----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 40,087,236 | 27,586,586 |
| 親投資信託受益証券 | 18,779,175,133 | 29,355,597,085 |
| 未収入金 | 185,125,266 | 247,804,341 |
| 流動資産合計 | 19,004,387,635 | 29,630,988,012 |
| 資産合計 | 19,004,387,635 | 29,630,988,012 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 40,087,236 | 62,624,359 |
| 未払受託者報酬 | 13,196,902 | 15,362,592 |
| 未払委託者報酬 | 166,825,865 | 194,112,872 |
| その他未払費用 | 1,319,526 | 1,331,964 |
| 流動負債合計 | 221,429,529 | 273,431,787 |
| 負債合計 | 221,429,529 | 273,431,787 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 10,145,763,633 | 9,812,225,222 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 8,637,194,473 | 19,545,331,003 |
| (分配準備積立金) | 5,890,068,579 | 10,412,810,999 |
| 元本等合計 | 18,782,958,106 | 29,357,556,225 |
| 純資産合計 | 18,782,958,106 | 29,357,556,225 |
| 負債純資産合計 | 19,004,387,635 | 29,630,988,012 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

| | | · · · · · · · · |
|---|--|--|
| | 第19期計算期間 自 2019年 3 月23日 至 2020年 3 月23日 | 第20期計算期間 自 2020年 3 月24日 至 2021年 3 月22日 |
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 2,431,493,895 | 11,865,086,662 |
| 営業収益合計 | 2,431,493,895 | 11,865,086,662 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 25,808,520 | 28,368,413 |
| 委託者報酬 | 326,281,791 | 358,542,523 |
| その他費用 _ | 3,214,649 | 2,901,475 |
| 営業費用合計 | 355,304,960 | 389,812,411 |
| 営業利益又は営業損失() | 2,786,798,855 | 11,475,274,251 |
| 経常利益又は経常損失() | 2,786,798,855 | 11,475,274,251 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 2,786,798,855 | 11,475,274,251 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額() | 282,047,713 | 2,000,517,701 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 12,406,680,814 | 8,637,194,473 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 2,265,045,917 | 4,093,091,493 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | 2,265,045,917 | 4,093,091,493 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 2,965,685,690 | 2,659,711,513 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | 2,965,685,690 | 2,659,711,513 |
| 分配金 | <u> </u> | <u>-</u> |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 8,637,194,473 | 19,545,331,003 |
| | | |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 1 . 有価証券の評価基準及び評価 方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価に あたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価し ております。 |
|-------------------------------|--|
| 2.その他財務諸表作成のための 基本となる重要な事項 | 計算期間の取扱い ファンドの計算期間は前期末日、翌日および当期末日が休日 のため、2020年3月24日から2021年3月22日までとなっており ます。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 15 日 | 第19期計算期間 | 第20期計算期間 |
|---------------|------------------|------------------|
| 項目 | 2020年 3 月23日現在 | 2021年 3 月22日現在 |
| 1.元本の推移 | | |
| 期首元本額 | 10,899,454,116 円 | 10,145,763,633 円 |
| 期中追加設定元本額 | 1,836,124,387 円 | 2,553,795,254 円 |
| 期中一部解約元本額 | 2,589,814,870 円 | 2,887,333,665 円 |
| 2 . 受益権の総数 | 10,145,763,633 🏻 | 9,812,225,222 🗆 |
| 3 . 1口当たり純資産額 | 1.8513 円 | 2.9919 円 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第19期計算期間 | 第20期計算期間 |
|----------------------------------|------------------------------|
| 自 2019年 3 月23日 | 自 2020年 3 月24日 |
| 至 2020年 3 月23日 | 至 2021年 3 月22日 |
| 分配金の計算過程 | 分配金の計算過程 |
| 計算期間末における配当等収益から費用を控 | 計算期間末における配当等収益から費用を控 |
| 除した額(0円)、有価証券売買等損益から費用 | 除した額(0円)、有価証券売買等損益から費用 |
| を控除した額(0円)、信託約款に規定される収 | を控除した額(5,998,427,139円)、信託約款に |
| 益調整金(12,269,547,656円)及び分配準備積 | 規定される収益調整金(13,148,237,958円)及 |
| 立金(5,890,068,579円)より分配対象収益は | び分配準備積立金(4,414,383,860円)より分配 |
| 18,159,616,235円(1口当たり1.789872円)で | 対象収益は23,561,048,957円(1口当たり |
| ありますが、分配は行っておりません。 | 2.401193円)でありますが、分配は行っており |
| | ません。 |

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

| 1.金融商品に対する取 | 当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品の運用を信 |
|-------------|----------------------------------|
| 組方針 | 託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 |
| 2.金融商品の内容及び | 当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する |
| 当該金融商品に係る | 金融商品の種類は、有価証券、金銭債権および金銭債務であり、その内 |
| リスク | 容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対照表、有価証券に関 |
| | する注記および附属明細表に記載しております。 |
| | 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク(価格変動、 |
| | 為替変動、金利変動等)、信用リスク等があります。 |
| 3.金融商品に係るリス | 投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が |
| ク管理体制 | 自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行う方法 |
| | を併用し検証しています。 |

. 金融商品の時価等に関する事項

| · == 1021=3 HH -> : 3 HH -3 1=1207 | |
|------------------------------------|---------------------------------|
| 1.貸借対照表計上額、 | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はあり |
| 時価及びその差額 | ません。 |
| 2 . 時価の算定方法 | (1)有価証券 |
| | 売買目的有価証券 |
| | 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評 |
| | 価方法」に記載しております。 |
| | (2)上記以外の金融商品 |
| | 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、 |
| | 当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 |
| 3.金融商品の時価等に | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がな |
| 関する事項について | い場合には合理的に算定された価額が含まれております。 |
| の補足説明 | 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異 |
| | なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| | 第19期計算期間 | 第20期計算期間 |
|---------------------------------------|----------------|----------------|
| ————————————————————————————————————— | 2020年 3 月23日現在 | 2021年 3 月22日現在 |
| 種類 | 当計算期間の損益に | 当計算期間の損益に |
| | 含まれた評価差額(円) | 含まれた評価差額(円) |
| 親投資信託受益証券 | 2,621,408,549 | 10,842,302,627 |
| 合 計 | 2,621,408,549 | 10,842,302,627 |

(デリバティブ取引に関する注記) 該当事項はありません。

EDINET提出書類 フィデリティ投信株式会社(E12481) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

> (4)【附属明細表】 有価証券明細表 (ア)株式 該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

| 種類 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額 (円) | 備考 |
|---------------|------------------------------|---------------|----------------|----|
| 親投資信託受益 証券 | フィデリティ・ジャパン・オープン・ マザーファンド | 9,403,721,397 | 29,355,597,085 | |
| 親投資信託受益証 | 券 合計 | 9,403,721,397 | 29,355,597,085 | |
| 合計 | | 9,403,721,397 | 29,355,597,085 | |

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

信用取引契約残高明細表該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考情報)

ファンドは、「フィデリティ・ジャパン・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・ジャパン・オープン・マザーファンド」の状況 なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1)貸借対照表

| 区分 | 2020年 3 月23日現在 | 2021年 3 月22日現在 |
|-------------|----------------|----------------|
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 1,977,785,117 | 1,455,251,562 |
| 株式 | 61,361,854,850 | 90,093,172,900 |
| 未収入金 | 613,228,481 | 1,006,598,283 |
| 未収配当金 | 69,010,950 | 97,663,100 |
| 流動資産合計 | 64,021,879,398 | 92,652,685,845 |
| 資産合計 | 64,021,879,398 | 92,652,685,845 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | 86,002,052 | 135,984,718 |
| 未払解約金 | 1,462,605,974 | 2,223,569,206 |
| その他未払費用 | 71,259 | 41,637 |
| 流動負債合計 | 1,548,679,285 | 2,359,595,561 |
| 負債合計 | 1,548,679,285 | 2,359,595,561 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 32,812,145,919 | 28,924,530,548 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金() | 29,661,054,194 | 61,368,559,736 |
| 元本等合計 | 62,473,200,113 | 90,293,090,284 |
| 純資産合計 | 62,473,200,113 | 90,293,090,284 |
| 負債純資産合計 | 64,021,879,398 | 92,652,685,845 |

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 有価証券の評価基準及び評価 | 株式 |
|---------------|--------------------------------|
| 方法 | 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価 |
| | 評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場の |
| | ないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者 |
| | 等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 2020年 3 月23日現在 | 2021年 3 月22日現在 |
|----------------------|------------------|-------------------|
| 1.元本の推移 | | |
| 期首元本額 | 37,287,402,065 円 | 32,812,145,919 円 |
| 期中追加設定元本額 | 1,423,813,763 円 | 1,643,952,517 円 |
| 期中一部解約元本額 | 5,899,069,909 円 | 5,531,567,888 円 |
| 2.期末元本額及びその内訳 | | |
| フィデリティ・ジャパン・オープン | 22,188,382,381 円 | 18,910,392,230 円 |
| フィデリティ・ジャパン・オープン(確定 | 9,863,012,150 円 | 9,403,721,397 円 |
| 拠出年金向け) | 3,003,012,130 [] | 3,403,721,037] |
| フィデリティ・ジャパン・オープン (野村 | 107,698,627 円 | 57,337,886 円 |
| S M A 向け) | 101,000,021 13 | 07,007,000 13 |
| フィデリティ・ジャパン・オープンVA | 653,052,761 円 | 553,079,035 円 |
| (適格機関投資家専用) | 000,002,101 13 | 000,010,000 13 |
| 計 | 32,812,145,919 円 | 28,924,530,548 円 |
| 3 . 受益権の総数 | 32,812,145,919 | 28,924,530,548 🗆 |
| 4 . 1口当たり純資産額 | 1.9040 円 | 3.1217 円 |

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

| 1.金融商品に対する | 当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品の運用を信託 |
|--------------|-----------------------------------|
| 取組方針 | 約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 |
| 2 . 金融商品の内容及 | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権および金 |
| び当該金融商品に | 銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券に関する注記および附属 |
| 係るリスク | 明細表に記載しております。 |
| | 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク(価格変動、為 |
| | 替変動、金利変動等)、信用リスク等があります。 |
| 3.金融商品に係るリ | 投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自 |
| スク管理体制 | ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行う方法を併 |
| | 用し検証しています。 |

. 金融商品の時価等に関する事項

| 1.貸借対照表計上額、時 | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はあ |
|--------------|---------------------------------|
| 価及びその差額 | りません。 |
| 2 . 時価の算定方法 | (1)有価証券 |
| | 売買目的有価証券 |
| | 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び |
| | 評価方法」に記載しております。 |
| | (2)上記以外の金融商品 |
| | 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているた |
| | め、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 |
| 3.金融商品の時価等に関 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がな |
| する事項についての補 | い場合には合理的に算定された価額が含まれております。 |
| 足説明 | 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、 |
| | 異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| | 2020年 3 月23日現在 | 2021年 3 月22日現在 | |
|-----|----------------|----------------|--|
| 種類 | 当計算期間の損益に | 当計算期間の損益に | |
| | 含まれた評価差額(円) | 含まれた評価差額(円) | |
| 株式 | 13,397,553,495 | 11,814,465,508 | |
| 合 計 | 13,397,553,495 | 11,814,465,508 | |

(注1)2020年3月23日現在の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(2019年9月25日から2020年3月23日まで)に対応するものとなっております。

(注2)2021年3月22日現在の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(2020年9月24日から2021年3月22日まで)に対応するものとなっております。

(デリバティブ取引に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

(3)附属明細表 有価証券明細表

(ア)株式

| (ア)株式 | | 評価額(円) | | |
|----------------------|---------|-----------|-----------------|----|
| 銘 柄 | 株式数 | 単価 | 金額 | 備考 |
| サカタのタネ | 70,600 | 4,035.00 | 284,871,000 | |
| 安藤・間 | 359,700 | 902.00 | 324,449,400 | |
| ライト工業 | 72,700 | 1,944.00 | 141,328,800 | |
| 日特建設 | 53,300 | 860.00 | 45,838,000 | |
| 住友電設 | 96,900 | 2,603.00 | 252,230,700 | |
| 綜合警備保障 | 29,300 | 5,280.00 | 154,704,000 | |
| エービーシー・マート | 67,900 | 6,600.00 | 448,140,000 | |
| セリア | 179,900 | 3,755.00 | 675,524,500 | |
| アリアケジャパン | 45,600 | 6,750.00 | 307,800,000 | |
| ジンズホールディングス | 61,000 | 7,850.00 | 478,850,000 | |
| あいホールディングス | 254,900 | 2,221.00 | 566,132,900 | |
| オープンハウス | 107,500 | 4,845.00 | 520,837,500 | |
| ツルハホールディングス | 26,600 | 14,450.00 | 384,370,000 | |
| コムチュア | 67,200 | 2,756.00 | 185,203,200 | |
| 信越化学工業 | 114,500 | 18,275.00 | 2,092,487,500 | |
| 住友ベークライト | 177,900 | 4,810.00 | 855,699,000 | |
| アイカ工業 | 62,400 | 4,080.00 | 254,592,000 | |
| プレステージ・インターナ ショナル | 299,500 | 817.00 | 244,691,500 | |
| 野村総合研究所 | 437,100 | 3,405.00 | 1,488,325,500 | |
| クイック | 29,600 | 1,255.00 | 37,148,000 | |
| インフォコム | 172,600 | 2,880.00 | 497,088,000 | |
| 日油 | 567,900 | 5,760.00 | 3,271,104,000 | |
| ウイングアーク 1 s t | 176,600 | 1,900.00 | 335,540,000 | |
| 花王 | 111,000 | 7,209.00 | 800,199,000 | |
| 日本新薬 | 62,000 | 8,050.00 | 499,100,000 | |
| エーザイ | 55,700 | 7,503.00 | 417,917,100 | |
| 栄研化学 | 85,700 | 2,189.00 | 187,597,300 | |
| 大塚ホールディングス | 98,700 | 4,685.00 | 462,409,500 | |
| 関西ペイント | 206,600 | 2,899.00 | 598,933,400 | |
| エイジス | 87,600 | 3,730.00 | 326,748,000 | |
| オービック | 95,500 | 19,670.00 | 1,878,485,000 | |
| ジャストシステム | 99,000 | 6,070.00 | 600,930,000 | |
| Ζホールディングス | 634,500 | 566.40 | 359,380,800 | |
| 伊藤忠テクノソリューション ズ | 55,000 | 3,560.00 | 195,800,000 | |
| 大塚商会 | 316,600 | 5,050.00 | 1,598,830,000 | |
| デジタルガレージ | 138,900 | 4,280.00 | 594,492,000 | |
| フジミインコーポレーテッド | 164,500 | 4,030.00 | 662,935,000 | |
| リンナイ | 79,100 | 12,220.00 | 966,602,000 | |
| 三浦工業 | 393,600 | 5,890.00 | 2,318,304,000 | |
| テクノプロ・ホールディング ス | 38,200 | 8,830.00 | 337,306,000 | |
| リクルートホールディングス | 730,700 | 5,130.00 | 3,748,491,000 | |
| | 750,750 | 5,100.00 | 3,7 13, 131,000 | |

| ディスコ | | | | 1月 川 山 万 | 報告書(内国投資信 |
|--|--------------|-----------|-----------|---------------|-----------|
| ダイキン工業 82,200 22,220.00 1,826,484,000 ホシザキ 1,800 9,980.00 17,964,000 ミネペアミツミ 179,200 2,800.00 501,760,000 THK 89,700 3,710.00 332,787.000 日立製作所 218,400 5,408.00 1,181,107,200 マキタ 538,300 4,835.00 2,614,780,000 エレコム 133,800 15,170.00 691,746,000 エレコム 133,800 15,170.00 691,746,000 ブーー 27,500 11,460.00 315,150,000 横河電機 553,700 2,112.00 1,169,414,400 アズビル 162,100 4,865.00 788,616,500 オーニンス 74,600 50,120.00 3,738,952,000 デンソー 136,200 7,350.00 1,01,01,070,000 イリソ電子工業 57,800 55,340.00 308,652,000 オガデックスグルーブ 133,500 1,572,260,000 海域所所 189,200 1,660.00 767,520,000 スズキ 177,300 3,159,000,00 1,772,26 | ディスコ | 56,700 | 33,800.00 | 1,916,460,000 | |
| ボシザキ 1,800 9,980.00 17,964.000 ミネペアミツミ 179,200 2,800.00 501,760,000 THK 89,700 3,710.00 332,787,000 日立製作所 218,400 5,408.00 1,181,107,200 マキタ 538,300 4,835.00 2,602,680,500 日本電産 196,600 13,300.00 2,614,780,000 アレコム 133,800 5,170.00 3315,150,000 アレコム 133,800 15,170.00 315,150,000 TD K 33,800 15,250.00 515,450,000 財刑電機 553,700 2,112.00 1,169,414,400 アズビル 162,100 4,865.00 788,616,500 キーエンス 74,600 50,120.00 3,738,952,000 デンソー 136,200 7,350.00 1,001,070,000 オブテックスグルーブ 133,500 1,736.00 388,652,000 オオテックスグルーブ 133,500 1,736.00 231,756,000 日本保証 53,000 5,240.00 767,520,000 大田戦作所 189,200 9,050.00 1,712,260,000 全国保証 53,000 5,240.00 277,720,000 大川戦管所 189,200 9,050.00 1,712,260,000 全国保証 53,000 5,240.00 31,590,000,000 シマノ 52,200 25,455.00 1,328,751,000 東京北レアトコケス 484.00 3,910.00 31,508,000 アズワン 23,100 13,640.00 31,528,751,000 東京北世所 448.200 3,910.00 1,752,462.000 東京北世所 448.200 3,910.00 1,752,462.000 東京北レアトコケ 160,600 6,090.00 787,527,000 東京北レアトコケ 160,600 6,090.00 787,527,000 東京北レアトコケ 160,600 1,752,462.000 エフコ 279,000 4,095.00 1,1752,462.000 東京北レアトコケス 160,600 6,090.00 787,682,300 アズワン 25,455.00 1,328,751,000 日本経 175,700 1,1452,482,800 アズワン 58,800 1,158,500 1,176,882,300 アズワン 58,800 1,150,000 0 1,752,462.000 東京北レアトコケス 160,600 6,090.00 788,634,000 エフコ 279,000 4,095.00 1,142,505,000 中藤忠南事 1,050,300 3,573.00 1,752,462.000 東京北レアトコウス 160,600 6,090.00 788,634,000 エフコ 279,000 4,095.00 1,142,505,000 中東山東市軍 39,100 3,280.00 128,248,000 東京北レアトコウス 160,600 6,090.00 788,634,000 エフリックス 775,900 1,195.00 1,168,405,000 エフリックス 775,900 1,195.00 1,168,405,000 エフコ 165,600 1,130,000 1,176,958,000 エフコ 175,600 1,130,000 1,160,000 1 エカ 176,958,000 1 エカ | SMC | 47,700 | 63,030.00 | 3,006,531,000 | |
| 古木ベアミツミ | ダイキン工業 | 82,200 | 22,220.00 | 1,826,484,000 | |
| 日日 日本報告 日 | ホシザキ | 1,800 | 9,980.00 | 17,964,000 | |
| 日立製作所 | ミネベアミツミ | 179,200 | 2,800.00 | 501,760,000 | |
| マキタ | THK | 89,700 | 3,710.00 | 332,787,000 | |
| 日本電産 196,600 13,300.00 2,614,780,000 | 日立製作所 | 218,400 | 5,408.00 | 1,181,107,200 | |
| エレコム 133,800 5,170.00 691,746,000 ソニー 27,500 11,460.00 315,150,000 TD K 33,800 15,250.00 1515,450,000 H 河の機 553,700 2,112.00 1,169,414,400 アズピル 162,100 4,865.00 788,616,500 キーエンス 74,600 50,120.00 3,738,952,000 デンソー 136,200 7,350.00 1,001,070,000 イリツ電子業 57,800 5,340.00 308,652,000 オブテックスグルーブ 133,500 1,736.00 231,756,000 ローム 72,000 10,660.00 767,520,000 ほんがトニクス 80,900 6,650.00 17,712,260,000 セ国保証 53,000 1,712,260,000 スズキ 171,300 4,680.00 301,684,000 ル外製作所 405,000 7,800.00 31,590,000,000 アズブン 52,200 25,455.00 1,328,751,000 自品計画 527,600 2,753.00 1,452,482,800 アズワン 23,100 13,640.00 315,084,000 アルゴグラフィックス 259,500 3,265.00 847,267,500 自急津製作所 448,200 3,910.00 1,752,462,000 東京精密 125,700 5,190.00 652,383,000 オリンパス 583,800 2,358.50 1,376,892,300 ヤマハ 160,600 6,090.00 978,054,000 エフフコ 279,000 1,762,962,000 東京エレクトロン 65,800 41,500.00 17,62,852,000 日本経費に所 448,200 3,910.00 1,752,462,000 東京和密 125,700 5,190.00 652,383,000 オリンパス 583,800 2,358.50 1,376,892,300 ヤマハ 160,600 6,090.00 978,054,000 エフフコ 279,000 4,095.00 17,142,505,000 東京エレクトロン 65,800 41,500.00 176,958,000 エフザ防事 39,100 3,250.00 128,248,000 東京エレクトロン 165,600 1,130.00 176,958,000 エフザ防事 39,100 3,250.00 128,248,000 東京エレクトロン 116,500 3,825.00 445,612,500 中央自動車工業 94,500 2,741.00 259,024,500 71,907 775,900 1,955.00 1,168,4500 東京本上ボールディングス 639,600 2,253.00 1,168,405,00 東京エレクトロン 518,600 2,253.00 1,168,405,800 東京エレクトロン 518,600 2,253.00 1,516,804,500 東京エレクトロン 518,600 2,253.00 3,375,500 666,410,000 10.0 | マキタ | 538,300 | 4,835.00 | 2,602,680,500 | |
| ソニー 27,500 11,460.00 315,150,000 T D K 33,800 15,250.00 515,450,000 横河電機 553,700 2,112.00 1,169,414,400 アズビル 162,100 4,865.00 788,616,500 キーエンス 74,600 50,120.00 3,738,952,000 デンソー 136,200 7,350.00 1,001,070,000 イリソ電子工業 57,800 5,340.00 308,652,000 オブテックスグループ 133,500 1,736.00 231,756,000 ローム 72,000 10,660.00 767,520,000 浜松ホトニクス 80,900 6,650.00 537,985,000 村田製作所 189,200 9,050.00 1,712,260,000 全国保証 53,000 5,240.00 277,720,000 ズスキ 171,300 4,680.00 801,684,000 小糸製作所 405,000 7,800.00 3,159,000,000 シマノ 52,200 25,455.00 1,328,751,000 良品計画 527,600 2,753.00 1,452,482,800 アルゴグラフィックス 259,500 3,265.00< | 日本電産 | 196,600 | 13,300.00 | 2,614,780,000 | |
| T D K 33,800 15,250.00 515,450,000 横河電機 553,700 2,112.00 1,169,414,400 アズピル 162,100 4,865.00 788,616,500 千・エンス 74,600 50,120.00 3,738,952,000 ブンソー 136,200 7,350.00 1,001,070,000 イリン電子工業 57,800 5,340.00 308,652,000 オブテックスグループ 133,500 1,736.00 231,756,000 ローム 72,000 10,660.00 767,520,000 | エレコム | 133,800 | 5,170.00 | 691,746,000 | |
| 横河電機 553,700 2,112.00 1,169,414,400 アズビル 162,100 4,865.00 788,616,500 キーエンス 74,600 50,120.00 3,738,952,000 デンソー 136,200 7,350.00 1,001,070,000 イリソ電子工業 57,800 5,340.00 308,652,000 カブテックスグループ 133,500 1,736.00 231,756,000 ローム 72,000 10,660.00 767,520,000 浜松ホトニクス 80,900 6,650.00 537,985,000 村田製作所 189,200 9,050.00 1,712,260,000 スズキ 171,300 4,680.00 801,684,000 小糸製作所 405,000 7,800.00 3,159,000,000 シマノ 52,730,700 13,640.00 315,084,000 アズワン 23,100 13,640.00 315,084,000 カリンパズ 583,800 2,358.50 1,376,892,300 ヤマハ 160,600 6,090.00 978,054,000 セマハ 160,600 6,090.00 978,054,000 セマハ 160,600 6,090.00 978,054,000 ロフコ 279,000 4,095.00 1,142,505,000 伊藤忠商事 1,050,300 3,573.00 3,752,721,900 東京エレクトロン 65,800 1,150,884,000 12,730,700,000 カリンパズ 583,800 2,358.50 1,376,892,300 セマハ 160,600 6,090.00 978,054,000 ロフコ 279,000 4,095.00 11,142,505,000 伊藤忠商事 1,050,300 3,573.00 3,752,721,900 東京エレクトロン 65,800 41,500.00 12,730,700,000 加東京エレクトロニクス 116,500 3,825.00 445,612,500 中央自動車工業 94,500 1,360.00 128,248,000 東京海上ホールディングス 639,600 5,359.00 3,427,616,400 リログループ 518,600 2,253.00 1,168,845,500 東京海上ホールディングス 639,600 5,359.00 3,427,616,400 リログループ 518,600 2,253.00 1,168,405,800 東京海上ホールディングス 639,600 5,359.00 3,427,616,400 リログループ 518,600 2,253.00 1,168,405,800 東日本旅客鉄道 10,900 8,442.00 92,017,800 トランコム 26,400 8,940.00 236,016,000 山九 129,400 5,150.00 666,410,000 日立物流 99,300 3,775.00 556,377,200 | ソニー | 27,500 | 11,460.00 | 315,150,000 | |
| アズビル 162,100 4,865.00 788,616,500 キーエンス 74,600 50,120.00 3,738,952,000 デンソー 136,200 7,350.00 1,001,070,000 イリソ電子工業 57,800 5,340.00 308,652,000 オブテックスグループ 133,500 1,736.00 231,756,000 四ム 72,000 10,660.00 767,520,000 浜松ホトニクス 80,900 6,650.00 537,985,000 村田製作所 189,200 9,050.00 1,712,260,000 全国保証 53,000 5,240.00 277,720,000 太ズキ 171,300 4,680.00 801,684,000 小糸製作所 405,000 7,800.00 3,159,000,000 シマノ 52,200 25,455.00 1,328,751,000 良品計画 527,600 2,753.00 1,452,482,800 アズワン 23,100 3,640.00 315,984,000 東京精密階 125,700 3,265.00 847,267,500 康東精密階 125,700 5,190.00 652,383,000 オリンパス 583,800 2,388.50 | TDK | 33,800 | 15,250.00 | 515,450,000 | |
| キーエンス 74,600 50,120.00 3,738,952,000 デンソー 136,200 7,350.00 1,001,070,000 イリン電子工業 57,800 5,340.00 308,652,000 オブテックスグループ 133,500 1,736.00 231,756,000 ローム 72,000 10,660.00 767,520,000 浜松ホトニクス 80,900 6,650.00 537,985,000 村田製作所 189,200 9,050.00 1,712,260,000 全国保証 53,000 5,240.00 277,720,000 スズキ 171,300 4,680.00 801,684,000 小糸製作所 405,000 7,800.00 3,159,000,000 シマノ 52,200 25,455.00 1,328,751,000 良品計画 527,600 2,753.00 1,452,482,800 アズワン 23,100 13,640.00 315,084,000 アルゴグラフィックス 259,500 3,265.00 847,267,500 島津製作所 448,200 3,910.00 1,752,462,000 東京精密 125,700 5,190.00 652,383,000 オリンパス 583,800 2,358.50 1,376,892,300 ヤマバ 160,600 6,900.00 | 横河電機 | 553,700 | 2,112.00 | 1,169,414,400 | |
| デンソー 136,200 7,350.00 1,001,070,000 イリソ電子工業 57,800 5,340.00 308,652,000 オブテックスグループ 133,500 1,736.00 231,756,000 ローム 72,000 10,660.00 767,520,000 浜松木トニクス 80,900 6,650.00 537,985,000 村田製作所 189,200 9,050.00 1,712,260,000 全国保証 53,000 5,240.00 277,720,000 スズキ 171,300 4,680.00 801,684,000 小糸製作所 405,000 7,800.00 3,159,000,000 シマノ 52,200 25,455.00 1,328,751,000 良品計画 527,600 2,753.00 1,452,482,800 アズワン 23,100 13,640.00 315,084,000 アルゴグラフィックス 259,500 3,265.00 847,267,500 島津製作所 448,200 3,910.00 1,752,462,000 東京精密 125,700 5,190.00 652,383,000 オリンパス 583,800 2,358.50 1,376,882,300 ヤマハ 160,600 6,090.00 978,054,000 東京エレクトロン 65,800 41,500.00 | アズビル | 162,100 | 4,865.00 | 788,616,500 | |
| イリソ電子工業 57,800 5,340.00 308,652,000 オブテックスグループ 133,500 1,736.00 231,756,000 ローム 72,000 10,660.00 767,520,000 派権がトニクス 80,900 6,650.00 537,985,000 村田製作所 189,200 9,050.00 1,712,260,000 スズキ 171,300 4,680.00 801,684,000 小糸製作所 405,000 7,800.00 3,159,000,000 シマノ 52,200 25,455.00 1,328,751,000 良品計画 527,600 2,753.00 1,452,482,800 アズワン 23,100 13,640.00 315,084,000 アルゴグラフィックス 259,500 3,265.00 847,267,500 自決解作所 448,200 3,910.00 1,752,462,000 東京精密 125,700 5,190.00 978,054,000 アンバス 160,600 6,090.00 978,054,000 アスリ 160,600 6,090.00 978,054,000 コステンウス 160,600 1,350,800 1,425,500 1,376,892,300 ヤマハ 160,600 4,095.00 1,142,505,000 伊藤忠商事 1,050,300 3,573.00 3,573.00 3,752,721,900 東京オレクトロン 65,800 41,500.00 2,730,700,000 山善 156,600 1,300.00 176,958,000 カリッグス 170,000 176,958,000 東京オレクトロニクス 116,500 3,825.00 445,612,500 中央自動車工業 94,500 2,741.00 259,024,500 オリックス 775,900 1,955.00 1,516,884,500 東京本ドルディングス 639,600 5,359.00 3,427,616,400 リログループ 518,600 2,253.00 1,168,405,600 東市本旅客鉄道 10,900 8,442.00 92,017,800 東日本旅客鉄道 10,900 8,442.00 92,017,800 田立物流 96,300 3,715.00 366,410,000 日立物流 96,300 3,715.00 596,377,200 | キーエンス | 74,600 | 50,120.00 | 3,738,952,000 | |
| オプテックスグループ | デンソー | 136,200 | 7,350.00 | 1,001,070,000 | |
| ローム 72,000 10,660.00 767,520,000 浜松ホトニクス 80,900 6,650.00 537,985,000 村田製作所 189,200 9,050.00 1,712,260,000 全国保証 53,000 5,240.00 277,720,000 スズキ 171,300 4,680.00 801,684,000 小糸製作所 405,000 7,800.00 3,159,000,000 シマノ 52,200 25,455.00 1,328,751,000 良品計画 527,600 2,753.00 1,452,482,800 アズワン 23,100 13,640.00 315,084,000 アルゴグラフィックス 269,500 3,265.00 847,267,500 島津製作所 448,200 3,910.00 1,752,462,000 東京精密 125,700 5,190.00 652,383,000 オリンパス 583,800 2,358.50 1,376,892,300 ヤマハ 160,600 6,090.00 978,054,000 ニフコ 279,000 4,095.00 1,142,505,000 中藤京エレクトロン 65,800 41,500.00 2,730,700,000 山善 156,600 1,130.00 | イリソ電子工業 | 57,800 | 5,340.00 | 308,652,000 | |
| 浜松ホトニクス 80,900 6,650.00 537,985,000 村田製作所 189,200 9,050.00 1,712,260,000 全国保証 53,000 5,240.00 277,720,000 スズキ 171,300 4,680.00 801,684,000 小糸製作所 405,000 7,800.00 3,159,000,000 シマノ 52,200 25,455.00 1,328,751,000 良品計画 527,600 2,753.00 1,452,482,800 アズワン 23,100 13,640.00 315,084,000 アルゴグラフィックス 259,500 3,265.00 847,267,500 島津製作所 448,200 3,910.00 1,752,462,000 東京精密 125,700 5,190.00 652,383,000 オリンバス 583,800 2,358.50 1,376,892,300 ヤマハ 160,600 6,090.00 978,054,000 ニフコ 279,000 4,095.00 1,142,505,000 伊藤志商事 1,050,300 3,573.00 3,752,721,900 東京エレクトロン 65,800 41,500.00 2,730,700,000 山善 156,600 1,130.00 176,958,000 ユアサ商事 39,100 3,280.00 | オプテックスグループ | 133,500 | 1,736.00 | 231,756,000 | |
| 村田製作所 | ローム | 72,000 | 10,660.00 | 767,520,000 | |
| 全国保証 53,000 5,240.00 277,720,000 スズキ 171,300 4,680.00 801,684,000 小糸製作所 405,000 7,800.00 3,159,000,000 シマノ 52,200 25,455.00 1,328,751,000 良品計画 527,600 2,753.00 1,452,482,800 アズワン 23,100 13,640.00 315,084,000 アルゴグラフィックス 259,500 3,265.00 847,267,500 島津製作所 448,200 3,910.00 1,752,462,000 東京精密 125,700 5,190.00 652,383,000 オリンバス 583,800 2,358.50 1,376,892,300 ヤマハ 160,600 6,090.00 978,054,000 ニフコ 279,000 4,095.00 1,142,505,000 伊藤忠商事 1,050,300 3,573.00 3,752,721,900 東京エレクトロン 65,800 41,500.00 2,730,700,000 山善 156,600 1,130.00 176,958,000 ユアサ商事 39,100 3,280.00 128,248,000 東京海上ホールディングス 116,500 3,825 | 浜松ホトニクス | 80,900 | 6,650.00 | 537,985,000 | |
| スズキ 171,300 4,680.00 801,684,000 小糸製作所 405,000 7,800.00 3,159,000,000 シマノ 52,200 25,455.00 1,328,751,000 良品計画 527,600 2,753.00 1,452,482,800 アズワン 23,100 13,640.00 315,084,000 アルゴグラフィックス 259,500 3,265.00 847,267,500 島津製作所 448,200 3,910.00 1,752,462,000 東京精密 125,700 5,190.00 652,383,000 オリンパス 583,800 2,358.50 1,376,892,300 ヤマハ 160,600 6,090.00 978,054,000 ニフコ 279,000 4,095.00 1,142,505,000 伊藤忠商事 1,050,300 3,752,721,900 東京エレクトロン 65,800 41,500.00 2,730,700,000 山善 156,600 1,130.00 176,958,000 ユアサ商事 39,100 3,280.00 128,248,000 兼松エレクトロニクス 116,500 3,825.00 445,612,500 中央自動車工業 94,500 2,741.00 259,024,500 オリックス 775,900 1,955.00 1,516,884,500< | 村田製作所 | 189,200 | 9,050.00 | 1,712,260,000 | |
| 小糸製作所 405,000 7,800.00 3,159,000,000 シマノ 52,200 25,455.00 1,328,751,000 良品計画 527,600 2,753.00 1,452,482,800 アズワン 23,100 13,640.00 315,084,000 アルゴグラフィックス 259,500 3,265.00 847,267,500 島津製作所 448,200 3,910.00 1,752,462,000 東京精密 125,700 5,190.00 652,383,000 オリンパス 583,800 2,358.50 1,376,892,300 ヤマハ 160,600 6,090.00 978,054,000 二フコ 279,000 4,095.00 1,142,505,000 伊藤志商事 1,050,300 3,573.00 3,752,721,900 東京エレクトロン 65,800 41,500.00 2,730,700,000 山善 156,600 1,130.00 176,958,000 ユアサ商事 39,100 3,825.00 445,612,500 中央自動車工業 94,500 2,741.00 259,024,500 オリックス 775,900 1,955.00 1,516,884,500 東京海上ホールディングス 639,600 5,359.00 3,427,616,400 リログループ 518,600 2,253 | 全国保証 | 53,000 | 5,240.00 | 277,720,000 | |
| シマノ 52,200 25,455.00 1,328,751,000 良品計画 527,600 2,753.00 1,452,482,800 アズワン 23,100 13,640.00 315,084,000 アルゴグラフィックス 259,500 3,265.00 847,267,500 島津製作所 448,200 3,910.00 1,752,462,000 東京精密 125,700 5,190.00 652,383,000 オリンパス 583,800 2,358.50 1,376,892,300 ヤマハ 160,600 6,090.00 978,054,000 ニフコ 279,000 4,095.00 1,142,505,000 伊藤忠商事 1,050,300 3,573.00 3,752,721,900 東京エレクトロン 65,800 41,500.00 2,730,700,000 山善 156,600 1,130.00 176,958,000 ユアサ商事 39,100 3,280.00 128,248,000 兼松エレクトロニクス 116,500 3,825.00 445,612,500 中央自動車工業 94,500 2,741.00 259,024,500 オリックス 775,900 1,955.00 1,516,884,500 東京海上ホールディングス 639,600 5,359.00 3,427,616,400 リログループ 518,600 2, | スズキ | 171,300 | 4,680.00 | 801,684,000 | |
| 良品計画 527,600 2,753.00 1,452,482,800 アズワン 23,100 13,640.00 315,084,000 アルゴグラフィックス 259,500 3,265.00 847,267,500 島津製作所 448,200 3,910.00 1,752,462,000 東京精密 125,700 5,190.00 652,383,000 オリンパス 583,800 2,358.50 1,376,892,300 ヤマハ 160,600 6,090.00 978,054,000 ニフコ 279,000 4,095.00 1,142,505,000 伊藤忠商事 1,050,300 3,573.00 3,752,721,900 東京エレクトロン 65,800 41,500.00 2,730,700,000 山善 156,600 1,130.00 176,958,000 ユアサ商事 39,100 3,280.00 128,248,000 兼松エレクトロニクス 116,500 3,825.00 445,612,500 中央自動車工業 94,500 2,741.00 259,024,500 オリックス 775,900 1,955.00 1,516,884,500 東京海上ホールディングス 639,600 5,359.00 3,427,616,400 リログループ 518,600 | 小糸製作所 | 405,000 | 7,800.00 | 3,159,000,000 | |
| アズワン 23,100 13,640.00 315,084,000 アルゴグラフィックス 259,500 3,265.00 847,267,500 島津製作所 448,200 3,910.00 1,752,462,000 東京精密 125,700 5,190.00 652,383,000 オリンパス 583,800 2,358.50 1,376,892,300 ヤマ八 160,600 6,090.00 978,054,000 ニフコ 279,000 4,095.00 1,142,505,000 伊藤忠商事 1,050,300 3,573.00 3,752,721,900 東京エレクトロン 65,800 41,500.00 2,730,700,000 山善 156,600 1,130.00 176,958,000 ユアサ商事 39,100 3,280.00 128,248,000 兼松エレクトロニクス 116,500 3,825.00 445,612,500 中央自動車工業 94,500 2,741.00 259,024,500 オリックス 775,900 1,955.00 1,516,884,500 東京海上ホールディングス 639,600 5,359.00 3,427,616,400 リログループ 518,600 2,253.00 1,168,405,800 東日本旅客鉄道 10,900 8,442.00 92,017,800 トランコム 26,400 8, | シマノ | 52,200 | 25,455.00 | 1,328,751,000 | |
| アルゴグラフィックス 259,500 3,265.00 847,267,500 島津製作所 448,200 3,910.00 1,752,462,000 東京精密 125,700 5,190.00 652,383,000 オリンパス 583,800 2,358.50 1,376,892,300 ヤマハ 160,600 6,090.00 978,054,000 ニフコ 279,000 4,095.00 1,142,505,000 伊藤忠商事 1,050,300 3,573.00 3,752,721,900 東京エレクトロン 65,800 41,500.00 2,730,700,000 山善 156,600 1,130.00 176,958,000 ユアサ商事 39,100 3,280.00 128,248,000 兼松エレクトロニクス 116,500 3,825.00 445,612,500 中央自動車工業 94,500 2,741.00 259,024,500 オリックス 775,900 1,955.00 1,516,884,500 東京海上ホールディングス 639,600 5,359.00 3,427,616,400 リログループ 518,600 2,253.00 1,168,405,800 東日本旅客鉄道 10,900 8,442.00 92,017,800 トランコム 26,400 8,940.00 236,016,000 山九 129,400 5,15 | 良品計画 | 527,600 | 2,753.00 | 1,452,482,800 | |
| 島津製作所 448,200 3,910.00 1,752,462,000 東京精密 125,700 5,190.00 652,383,000 オリンパス 583,800 2,358.50 1,376,892,300 ヤマ八 160,600 6,090.00 978,054,000 ニフコ 279,000 4,095.00 1,142,505,000 伊藤忠商事 1,050,300 3,573.00 3,752,721,900 東京エレクトロン 65,800 41,500.00 2,730,700,000 山善 156,600 1,130.00 176,958,000 ユアサ商事 39,100 3,280.00 128,248,000 兼松エレクトロニクス 116,500 3,825.00 445,612,500 中央自動車工業 94,500 2,741.00 259,024,500 オリックス 775,900 1,955.00 1,516,884,500 東京海上ホールディングス 639,600 5,359.00 3,427,616,400 リログループ 518,600 2,253.00 1,168,405,800 東日本旅客鉄道 10,900 8,442.00 92,017,800 トランコム 26,400 8,940.00 236,016,000 山九 129,400 5,150.00 666,410,000 日立物流 96,300 3,715.00 <td>アズワン</td> <td>23,100</td> <td>13,640.00</td> <td>315,084,000</td> <td></td> | アズワン | 23,100 | 13,640.00 | 315,084,000 | |
| 東京精密125,7005,190.00652,383,000オリンパス583,8002,358.501,376,892,300ヤマハ160,6006,090.00978,054,000ニフコ279,0004,095.001,142,505,000伊藤忠商事1,050,3003,573.003,752,721,900東京エレクトロン65,80041,500.002,730,700,000山善156,6001,130.00176,958,000ユアサ商事39,1003,280.00128,248,000兼松エレクトロニクス116,5003,825.00445,612,500中央自動車工業94,5002,741.00259,024,500オリックス775,9001,955.001,516,884,500東京海上ホールディングス639,6005,359.003,427,616,400リログループ518,6002,253.001,168,405,800東日本旅客鉄道10,9008,442.0092,017,800トランコム26,4008,940.00236,016,000山九129,4005,150.00666,410,000日立物流96,3003,715.00596,377,200 | アルゴグラフィックス | 259,500 | 3,265.00 | 847,267,500 | |
| オリンパス 583,800 2,358.50 1,376,892,300 ヤマハ 160,600 6,090.00 978,054,000 ニフコ 279,000 4,095.00 1,142,505,000 伊藤忠商事 1,050,300 3,573.00 3,752,721,900 東京エレクトロン 65,800 41,500.00 2,730,700,000 山善 156,600 1,130.00 176,958,000 ユアサ商事 39,100 3,280.00 128,248,000 兼松エレクトロニクス 116,500 3,825.00 445,612,500 中央自動車工業 94,500 2,741.00 259,024,500 オリックス 775,900 1,955.00 1,516,884,500 東京海上ホールディングス 639,600 5,359.00 3,427,616,400 リログループ 518,600 2,253.00 1,168,405,800 東日本旅客鉄道 10,900 8,442.00 92,017,800 トランコム 26,400 8,940.00 236,016,000 山九 129,400 5,150.00 666,410,000 日立物流 96,300 3,7715.00 596,377,200 | 島津製作所 | 448,200 | 3,910.00 | 1,752,462,000 | |
| ヤマハ 160,600 6,090.00 978,054,000 ニフコ 279,000 4,095.00 1,142,505,000 伊藤忠商事 1,050,300 3,573.00 3,752,721,900 東京エレクトロン 65,800 41,500.00 2,730,700,000 山善 156,600 1,130.00 176,958,000 ユアサ商事 39,100 3,280.00 128,248,000 兼松エレクトロニクス 116,500 3,825.00 445,612,500 中央自動車工業 94,500 2,741.00 259,024,500 オリックス 775,900 1,955.00 1,516,884,500 東京海上ホールディングス 639,600 5,359.00 3,427,616,400 リログループ 518,600 2,253.00 1,168,405,800 東日本旅客鉄道 10,900 8,442.00 92,017,800 トランコム 26,400 8,940.00 236,016,000 山九 129,400 5,150.00 666,410,000 日立物流 96,300 3,715.00 596,377,200 | 東京精密 | 125,700 | 5,190.00 | 652,383,000 | |
| 二フコ279,0004,095.001,142,505,000伊藤忠商事1,050,3003,573.003,752,721,900東京エレクトロン65,80041,500.002,730,700,000山善156,6001,130.00176,958,000ユアサ商事39,1003,280.00128,248,000兼松エレクトロニクス116,5003,825.00445,612,500中央自動車工業94,5002,741.00259,024,500オリックス775,9001,955.001,516,884,500東京海上ホールディングス639,6005,359.003,427,616,400リログループ518,6002,253.001,168,405,800東日本旅客鉄道10,9008,442.0092,017,800トランコム26,4008,940.00236,016,000山九129,4005,150.00666,410,000日立物流96,3003,715.00357,754,500セコム63,6009,377.00596,377,200 | オリンパス | 583,800 | 2,358.50 | 1,376,892,300 | |
| 伊藤忠商事 1,050,300 3,573.00 3,752,721,900 東京エレクトロン 65,800 41,500.00 2,730,700,000 山善 156,600 1,130.00 176,958,000 ユアサ商事 39,100 3,280.00 128,248,000 兼松エレクトロニクス 116,500 3,825.00 445,612,500 中央自動車工業 94,500 2,741.00 259,024,500 オリックス 775,900 1,955.00 1,516,884,500 東京海上ホールディングス 639,600 5,359.00 3,427,616,400 リログループ 518,600 2,253.00 1,168,405,800 東日本旅客鉄道 10,900 8,442.00 92,017,800 トランコム 26,400 8,940.00 236,016,000 山九 129,400 5,150.00 666,410,000 日立物流 96,300 3,715.00 596,377,200 | ヤマハ | 160,600 | 6,090.00 | 978,054,000 | |
| 東京エレクトロン65,80041,500.002,730,700,000山善156,6001,130.00176,958,000ユアサ商事39,1003,280.00128,248,000兼松エレクトロニクス116,5003,825.00445,612,500中央自動車工業94,5002,741.00259,024,500オリックス775,9001,955.001,516,884,500東京海上ホールディングス639,6005,359.003,427,616,400リログループ518,6002,253.001,168,405,800東日本旅客鉄道10,9008,442.0092,017,800トランコム26,4008,940.00236,016,000山九129,4005,150.00666,410,000日立物流96,3003,715.00357,754,500セコム63,6009,377.00596,377,200 | ニフコ | 279,000 | 4,095.00 | 1,142,505,000 | |
| 山善 156,600 1,130.00 176,958,000 ユアサ商事 39,100 3,280.00 128,248,000 兼松エレクトロニクス 116,500 3,825.00 445,612,500 中央自動車工業 94,500 2,741.00 259,024,500 オリックス 775,900 1,955.00 1,516,884,500 東京海上ホールディングス 639,600 5,359.00 3,427,616,400 リログループ 518,600 2,253.00 1,168,405,800 東日本旅客鉄道 10,900 8,442.00 92,017,800 トランコム 26,400 8,940.00 236,016,000 山九 129,400 5,150.00 666,410,000 日立物流 96,300 3,715.00 357,754,500 セコム 63,600 9,377.00 596,377,200 | 伊藤忠商事 | 1,050,300 | 3,573.00 | 3,752,721,900 | |
| ユアサ商事39,1003,280.00128,248,000兼松エレクトロニクス116,5003,825.00445,612,500中央自動車工業94,5002,741.00259,024,500オリックス775,9001,955.001,516,884,500東京海上ホールディングス639,6005,359.003,427,616,400リログループ518,6002,253.001,168,405,800東日本旅客鉄道10,9008,442.0092,017,800トランコム26,4008,940.00236,016,000山九129,4005,150.00666,410,000日立物流96,3003,715.00357,754,500セコム63,6009,377.00596,377,200 | 東京エレクトロン | 65,800 | 41,500.00 | 2,730,700,000 | |
| 兼松エレクトロニクス116,5003,825.00445,612,500中央自動車工業94,5002,741.00259,024,500オリックス775,9001,955.001,516,884,500東京海上ホールディングス639,6005,359.003,427,616,400リログループ518,6002,253.001,168,405,800東日本旅客鉄道10,9008,442.0092,017,800トランコム26,4008,940.00236,016,000山九129,4005,150.00666,410,000日立物流96,3003,715.00357,754,500セコム63,6009,377.00596,377,200 | 山善山善 | 156,600 | 1,130.00 | 176,958,000 | |
| 中央自動車工業94,5002,741.00259,024,500オリックス775,9001,955.001,516,884,500東京海上ホールディングス639,6005,359.003,427,616,400リログループ518,6002,253.001,168,405,800東日本旅客鉄道10,9008,442.0092,017,800トランコム26,4008,940.00236,016,000山九129,4005,150.00666,410,000日立物流96,3003,715.00357,754,500セコム63,6009,377.00596,377,200 | ユアサ商事 | 39,100 | 3,280.00 | 128,248,000 | |
| オリックス775,9001,955.001,516,884,500東京海上ホールディングス639,6005,359.003,427,616,400リログループ518,6002,253.001,168,405,800東日本旅客鉄道10,9008,442.0092,017,800トランコム26,4008,940.00236,016,000山九129,4005,150.00666,410,000日立物流96,3003,715.00357,754,500セコム63,6009,377.00596,377,200 | 兼松エレクトロニクス | 116,500 | 3,825.00 | 445,612,500 | |
| 東京海上ホールディングス639,6005,359.003,427,616,400リログループ518,6002,253.001,168,405,800東日本旅客鉄道10,9008,442.0092,017,800トランコム26,4008,940.00236,016,000山九129,4005,150.00666,410,000日立物流96,3003,715.00357,754,500セコム63,6009,377.00596,377,200 | 中央自動車工業 | 94,500 | 2,741.00 | 259,024,500 | |
| リログループ518,6002,253.001,168,405,800東日本旅客鉄道10,9008,442.0092,017,800トランコム26,4008,940.00236,016,000山九129,4005,150.00666,410,000日立物流96,3003,715.00357,754,500セコム63,6009,377.00596,377,200 | オリックス | 775,900 | | 1,516,884,500 | |
| 東日本旅客鉄道 10,900 8,442.00 92,017,800 トランコム 26,400 8,940.00 236,016,000 山九 129,400 5,150.00 666,410,000 日立物流 96,300 3,715.00 357,754,500 セコム 63,600 9,377.00 596,377,200 | 東京海上ホールディングス | 639,600 | 5,359.00 | 3,427,616,400 | |
| トランコム26,4008,940.00236,016,000山九129,4005,150.00666,410,000日立物流96,3003,715.00357,754,500セコム63,6009,377.00596,377,200 | リログループ | 518,600 | 2,253.00 | 1,168,405,800 | |
| 山九129,4005,150.00666,410,000日立物流96,3003,715.00357,754,500セコム63,6009,377.00596,377,200 | 東日本旅客鉄道 | 10,900 | | | |
| 日立物流96,3003,715.00357,754,500セコム63,6009,377.00596,377,200 | トランコム | 26,400 | 8,940.00 | 236,016,000 | |
| セコム 63,600 9,377.00 596,377,200 | 山九 | 129,400 | 5,150.00 | 666,410,000 | |
| | 日立物流 | 96,300 | 3,715.00 | 357,754,500 | |
| イオンディライト 144,900 3,420.00 495,558,000 | セコム | 63,600 | 9,377.00 | 596,377,200 | |
| | イオンディライト | 144,900 | 3,420.00 | 495,558,000 | |

EDINET提出書類

フィデリティ投信株式会社(E12481)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

| ミスミグループ本社 | 719,400 | 3,295.00 | 2,370,423,000 | |
|-------------|------------|-----------|----------------|--|
| ファーストリテイリング | 16,200 | 86,890.00 | 1,407,618,000 | |
| 合計 | 17,802,800 | | 90,093,172,900 | |

(イ)株式以外の有価証券 該当事項はありません。

信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2021年4月30日現在)

| 種類 | 金額 | 単位 |
|------------------|----------------|----|
| 資産総額 | 28,747,986,535 | 円 |
| 負債総額 | 107,973,710 | 円 |
| 純資産総額(-) | 28,640,012,825 | 円 |
| 発行済数量 | 9,733,280,016 | |
| 1 単位当たり純資産額(/) | 2.9425 | 円 |

(参考)マザーファンドの純資産額計算書 フィデリティ・ジャパン・オープン・マザーファンド

(2021年4月30日現在)

| | • | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, |
|-----------------|----------------|---|
| 種類 | 金額 | 単 位 |
| 資産総額 | 89,955,955,103 | 円 |
| 負債総額 | 534,689,431 | 円 |
| 純資産総額(-) | 89,421,265,672 | 円 |
| 発行済数量 | 29,077,908,183 | |
| 1単位当たり純資産額(/) | 3.0752 | 円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

名義書換は行ないません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典 該当するものはありません。

(4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンドの受益権の譲渡制限は設けておりません。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定める ところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還全

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

EDINET提出書類 フィデリティ投信株式会社(E12481) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等(2021年4月末日現在)

| 資本金の額 | 金10億円 |
|-------------------|-------------|
| 発行する株式の総数 | 80,000株 |
| 発行済株式総数 | 20,000株 |
| 最近5年間における資本金の額の増減 | 該当事項はありません。 |

(2) 委託会社の機構

経営体制

委託会社は、監査役設置会社であります。

取締役会は、委託会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経 営の基本方針および経営業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認します。

取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとします。

運用体制

投資信託の運用の流れは以下の通りです。

- 1.個別企業の訪問調査等により、内外の経済動向や株式および債券の市場動向の分析を行ないます。委託会社は、日本国内に専任のアナリストを擁し綿密な企業調査を行なうのみならず、世界の主要拠点のアナリストより各国の企業調査結果が入手できる調査・運用体制を整えています。
- 2.ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。
- 3.ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用部門において部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。また、運用に関するコンプライアンス部門においては、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。2021年4月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託160本、親投資信託43本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額3,628,268,775,126円です。

3【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。第35期事業年度の中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

当社は財務諸表の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。 具体的には、企業会計基準及び同適用指針、日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公開 情報、各種関係諸法令の改廃に応じて、当社として必要な対応を適時に協議しております。

(1)【貸借対照表】

| | | 第33期 (2019年 3 月31日) | 第34期 (2020年 3 月31日) |
|-----------------------|------|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 現金及び預金 | | 1,427,907 | 1,814,655 |
| 立替金 | | 100,317 | 77,706 |
| 前払費用 | | 13,866 | 23,391 |
| 未収委託者報酬 | | 5,388,448 | 5,452,894 |
| 未収収益 | | 741,116 | 633,653 |
| 未収入金 | * 1 | 150,419 | 558,652 |
| 未収還付法人税等 | | 50,510 | 42,699 |
| 未収還付消費税等 | | 120,394 | - |
| 流動資産計 | - | 7,992,981 | 8,603,652 |
| | | 7,992,901 | 0,003,032 |
| 固定資産 | | | |
| 無形固定資産 | | - 40- | - 40- |
| 電話加入権 | | 7,487 | 7,487 |
| 無形固定資産合計 | | 7,487 | 7,487 |
| 投資その他の資産 | | | |
| 長期貸付金 | * 1 | 23,346,748 | 2,420,123 |
| 長期差入保証金 | | 25,145 | 14,570 |
| 繰延税金資産 | | 1,089,396 | 227,879 |
| その他 | | 430 | 230 |
| 投資その他の資産合計 | | 24,461,720 | 2,662,803 |
| 固定資産計 | | 24,469,207 | 2,670,290 |
| 資産合計 | | 32,462,188 | 11,273,943 |
| | | 32,402,100 | 11,273,943 |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | 00.007 | 07 |
| 預り金 | J. 4 | 30,687 | 37 |
| 未払金 | * 1 | | |
| 未払手数料 | | 2,369,952 | 2,403,887 |
| その他未払金 | | 1,653,290 | 1,209,713 |
| 未払費用 | | 592,634 | 518,188 |
| 未払消費税等 | | - | 344,568 |
| 賞与引当金 | | 1,469,810 | 750,040 |
| その他流動負債 | | 931 | 355 |
| 流動負債合計 | | 6,117,307 | 5,226,791 |
| 固定負債 | | | |
| 長期賞与引当金 | | 298,547 | 316,834 |
| 退職給付引当金 | | 4,712,577 | 1,906,773 |
| 関係会社引当金 | | - | 370,080 |
| 固定負債合計 | | 5,011,125 | 2,593,688 |
| | | | |
| 負債合計 | | 11,128,432 | 7,820,479 |
| 純資産の部 | | | |
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 利益剰余金 | | | |
| 利益準備金 | | 100,000 | 250,000 |
| その他利益剰余金 | | | |
| 繰越利益剰余金 | | 20,233,755 | 2,203,463 |
| 利益剰余金合計 | | 20,333,755 | 2,453,463 |
| 株主資本合計 | | 21,333,755 | 3,453,463 |
| 純資産合計 | | 21,333,755 | 3,453,463 |
| だりたられ 負債・純資産合計 | | 32,462,188 | 11,273,943 |
| 只良 [、] 縄貝生口引 | | 32,402,188 | 11,213,943 |

(2)【損益計算書】

| | 第33期 | 第34期 |
|---------------------------|--------------------|----------------------|
| | (自 2018年4月1日 | (自 2019年4月1日 |
| | 至 2019年3月31日) | 至 2020年3月31日) |
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 38,212,229 | 36,061,978 |
| その他営業収益 | 3,152,985 | 2,825,039 |
| 営業収益計 | 41,365,214 | 38,887,017 |
| 営業費用 | * 1 | |
| 支払手数料 | 17,804,844 | 16,651,629 |
| 広告宣伝費 調査費 | 504,887 | 700,958 |
| 。 調査費 | 606,194 | 393,179 |
| 委託調査費 | 7,658,693 | 6,973,949 |
| 営業雑経費 | , , | -,, |
| 通信費 | 35,533 | 31,784 |
| 印刷費 | 63,293 | 61,362 |
| 協会費 | 30,701 | 24,701 |
| 諸会費 | 2,487 | 282 |
| 営業費用計 | 26,706,635 | 24,837,847 |
| 一般管理費 給料 | | |
| 給料・手当 | 2,408,072 | 2,507,196 |
| 賞与 | 1,717,394 | 2,193,019 |
| 福利厚生費 | 580,285 | 612,591 |
| 交際費 | 22,538 | 24,462 |
| 旅費交通費 | 156,818 | 154,257 |
| 租税公課 | 96,478 | 110,239 |
| 弁護士報酬 不動立係後以 # # # # # | 9,625 | 9,913 |
| 不動産賃貸料・共益費 支払ロイヤリティ | 598,215 | 610,202 |
| 又払ロイドリティ 退職給付費用 | 305,883 210,619 | 212,987 |
| 消耗器具備品費 | 8,177 | 8,26 |
| 事務委託費 | 6,249,198 | 4,925,533 |
| 諸経費 | 325,845 | 330,336 |
| -般管理費計 | 12,689,151 | 11,698,999 |
| 営業利益 | 1,969,426 | 2,350,170 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | * 1 139,478 | 104,125 |
| 保険配当金 | 8,570 | 7,305 |
| 維益 当業がID共会 | 6,818 | 3,555 |
| 営業外収益計 営業外費用 | 154,868 | 114,986 |
| ョ来バラの 寄付金 | 41 | _ |
| 為替差損 | 90,627 | 11,668 |
| 当業外費用計 | 90,668 | 11,668 |
| 经常利益 | 2,033,626 | 2,453,488 |
| 寺別利益 | | |
| 賞与引当金戻入益 | * 2 - | 797,838 |
| 寺別利益計 | - | 797,838 |
| 寺別損失 - 株長以長屋(1) 久 | | . |
| 特別退職金 | 49,075 | 29,218 |
| 事務過誤損失 | 40.075 | 16 |
| 寺別損失計 说引前当期純利益 | 49,075 | 29,235 |
| ガゴ削ヨ期紀刊益 去人税、住民税及び事業税 | | 3,222,091 240,866 |
| 云へ枕、住氏枕及び事業枕 去人税等調整額 | 296,615 | 861,516 |
| 去人税等合計 | 682,003 | 1,102,382 |
| 当期純利益 | 1,302,546 | 2,119,707 |
| | | 2,113,101 |

(3)【株主資本等変動計算書】

第33期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

| (- | | | | | | |
|--|-----------|-----------------|------------|------------|------------|--|
| | | 株主資本 | | | | |
| | | 利益剰余金 | | | | |
| | 資本金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本合計 | |
| | | 利 金字 佣 玉 | 繰越利益剰余金 | 合計 | M-ZX I AN | |
| 当期首残高 | 1,000,000 | 100,000 | 18,931,208 | 19,031,208 | 20,031,208 | |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 当期純利益 | - | - | 1,302,546 | 1,302,546 | 1,302,546 | |
| 株主資本以外の項目 | | | | | | |
| の当期変動額(純額) | - | - | - | - | - | |
| 当期変動額合計 | - | - | 1,302,546 | 1,302,546 | 1,302,546 | |
| 当期末残高 | 1,000,000 | 100,000 | 20,233,755 | 20,333,755 | 21,333,755 | |

| - | | | |
|-------------------------|------------------|----------------|------------|
| | 評価・換 | 算差額等 | |
| | その他有価証券評 価差額金 | 評価・換算差額等 合計 | 純資産合計 |
| 当期首残高 | - | - | 20,031,208 |
| 当期変動額 | | | |
| 当期純利益 | - | - | 1,302,546 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | 1,302,546 |
| 当期末残高 | - | - | 21,333,755 |

第34期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

| (+ ± • 1) / | | | | | | | |
|--------------------------------|---------------|----------|--------------|--------------|--------------|--|--|
| | 株主資本 | | | | | | |
| | | | 利益剰余金 | | | | |
| | 資本金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本合計 | | |
| | , , , <u></u> | 利 | 繰越利益剰余金 | 合計 | M-201 HA | | |
| 当期首残高 | 1,000,000 | 100,000 | 20,233,755 | 20,333,755 | 21,333,755 | | |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 準備金の積立 | - | 150,000 | (150,000) | - | - | | |
| 剰余金の配当 | - | - | (20,000,000) | (20,000,000) | (20,000,000) | | |
| 当期純利益 | - | - | 2,119,707 | 2,119,707 | 2,119,707 | | |
| 株主資本以外の項目 | | | | | | | |
| の当期変動額(純額) | - | - | - | - | - | | |
| 当期変動額合計 | - | 150,000 | (18,030,293) | (17,880,293) | (17,880,293) | | |
| 当期末残高 | 1,000,000 | 250,000 | 2,203,463 | 2,453,463 | 3,453,463 | | |

| | 評価・換 | 算差額等 | |
|-------------------------|---------------|----------------|--------------|
| | その他有価証券評 価差額金 | 評価・換算差額等 合計 | 純資産合計 |
| 当期首残高 | - | - | 21,333,755 |
| 当期変動額 | | | |
| 準備金の積立 | - | - | - |
| 剰余金の配当 | - | - | (20,000,000) |
| 当期純利益 | - | - | 2,119,707 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | (17,880,293) |
| 当期末残高 | - | - | 3,453,463 |

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額を 定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しておりま す。

(2)賞与引当金、長期賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3)関係会社引当金

親会社により負担された当社のインセンティブ・シェア・プランによる業績連動型特別賞与について、将来 親会社に対し支払いを行う可能性を勘案し、親会社との契約に基づき当期末において発生していると認めら れる額を計上しております。

- 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
 - (1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2)グループ通算制度への移行に係る税効果会計

「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」 (実務対応報告第39号、2020年3月31日)第3項により、過延税全資産及び過延税全負債の額につ

(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項により、繰延税金資産及び繰延税金負債の額については、改正前の税法の規定に基づいております。

(未適用の会計基準等)

1.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1 : 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4 : 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 「時価の算定に関する会計基準」 (企業会計基準第30号 令和元年7月4日)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)

(1)概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- (2)適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。

| | · MACELAN OCCUPANT | | | | | | |
|---|--------------------|---------------|--------------|--|--|--|--|
| _ | | 第33期 | 第34期 | | | | |
| | | (2019年3月31日) | (2020年3月31日) | | | | |
| _ | 未収入金 | 108,246 千円 | 481,355 千円 | | | | |
| | その他未払金 | 1,254,001 千円 | 909,606 千円 | | | | |
| | 長期貸付金 | 21,850,000 千円 | 1,880,000 千円 | | | | |

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

| | EE 11= | |
|------|---------------|---------------|
| | 第33期 | 第34期 |
| | (自 2018年4月1日 | (自 2019年4月1日 |
| | 至 2019年3月31日) | 至 2020年3月31日) |
| 営業費用 | 11,203,862 千円 | 9,335,190 千円 |
| 受取利息 | 61,374 千円 | 43,406 千円 |

*2 特別利益に計上されている賞与引当金戻入益

当社グループは当会計期間において賞与引当金の見積期間 (7月1日から6月30日を1月1日から12月31日に)の改定を行いました。これに伴い、2019年6月30日時点で計上されていた賞与引当金のうち797,838千円を取り崩し、当会計期間において賞与引当金戻入益として認識しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第33期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度増加 株式数 | 当事業年度減少 株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 20,000 株 | - | - | 20,000 株 |
| 合計 | 20,000 株 | • | · | 20,000 株 |

第34期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 1. 70137/17/201 | アーエスススト | | | | | |
|-----------------|---------|----------|----|-------|---------|----------|
| | | 当事業年度期首 | 当事 | 業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 |
| | | 株式数 | | 株式数 | 株式数 | 株式数 |
| 発行済材 | 未式 | | | | | |
| 普通株 | 式 | 20,000 🕴 | 朱 | - | - | 20,000 株 |
| 合計 | | 20,000 🕴 | 朱 | - | - | 20,000 株 |

2. 配当に関する事項

金銭による配当

該当事項はありません。

金銭以外による配当

2019年11月29日の取締役会において、次のとおり決議しております。

(1) 配当財産の種類

長期貸付金

(2) 配当財産の帳簿価格

20,000,000 千円

(3) 1株当たりの配当額

1,000 千円

(4) 効力発生日

2019年11月29日

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。 また、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

預金は、銀行の信用リスクに晒されておりますが、預金に関しては数行に分散して預入しており、リスクの軽減を図っております。営業債権である未収委託者報酬および未収収益、未収入金については、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。

未収委託者報酬及び未収収益は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。

また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。

また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性 (最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

第33期 (2019年3月31日)

| (2013年3月31日) | | | |
|--------------|------------|------------|------|
| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
| | (千円) | (千円) | (千円) |
| (1) 現金及び預金 | 1,427,907 | 1,427,907 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 5,388,448 | 5,388,448 | - |
| (3) 未収収益 | 741,116 | 741,116 | - |
| (4) 未収入金 | 150,419 | 150,419 | - |
| (5) 長期貸付金 | 23,346,748 | 23,346,748 | - |
| 資産計 | 31,054,638 | 31,054,638 | • |
| (1) 未払手数料 | 2,369,952 | 2,369,952 | |
| (2) その他未払金 | 1,653,290 | 1,653,290 | - |
| (3) 未払費用 | 592,634 | 592,634 | - |
| 負債計 | 4,615,876 | 4,615,876 | - |

第34期 (2020年3月31日)

| カリー#// (2020年3月31日 <i>)</i> | | | |
|-----------------------------|------------|------------|------|
| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
| | (千円) | (千円) | (千円) |
| (1) 現金及び預金 | 1,814,655 | 1,814,655 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 5,452,894 | 5,452,894 | - |
| (3) 未収収益 | 633,653 | 633,653 | - |
| (4) 未収入金 | 558,652 | 558,652 | - |
| (5) 長期貸付金 | 2,420,123 | 2,420,123 | - |
| 資産計 | 10,879,977 | 10,879,977 | - |
| (1) 未払手数料 | 2,403,887 | 2,403,887 | - |
| (2) その他未払金 | 1,209,713 | 1,209,713 | - |
| (3) 未払費用 | 518,188 | 518,188 | - |
| (4) 未払消費税等 | 344,568 | 344,568 | - |
| 負債計 | 4,476,356 | 4,476,356 | - |

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

第33期 (2019年3月31日)

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金
- これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 長期貸付金

変動金利によるものであり、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。 負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、(3) 未払費用

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

第34期 (2020年3月31日)

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金
- これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 長期貸付金

変動金利によるものであり、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。 負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、(3) 未払費用、(4) 未払消費税等

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第33期 (2019年3月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|---------------|----------------------|-----------|------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 1,427,907 | (TD) - | (TD) | (TD) |
| 未収委託者報酬 | 5,388,448 | | - | - |
| 未収収益 未収入金 | 741,116 | | - | - |
| 合計 | 150,419 7,707,892 | <u> </u> | - | - |

金銭債権のうち長期貸付金(23,346,748千円)については、契約上返済期限の定めがないため、上記に含めておりません。

第34期 (2020年3月31日)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|---------|-----------|---------|----------|------|
| | (千円) | (千円) | (千円) | (千円) |
| 現金及び預金 | 1,814,655 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 5,452,894 | - | - | - |
| 未収収益 | 633,653 | - | - | - |
| 未収入金 | 558,652 | - | - | - |
| 合計 | 8,459,855 | - | - | - |

金銭債権のうち長期貸付金(2,420,123千円)については、契約上返済期限の定めがないため、上記に含めておりません。

(有価証券関係)

第33期 (2019年3月31日)

1. その他有価証券

該当事項はありません。

2.当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 該当事項はありません。

第34期 (2020年3月31日)

1. その他有価証券

該当事項はありません。

2.当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

第33期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2.確定給付型年金制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | (千円) |
|--------------|-----------|
| 退職給付債務の期首残高 | 4,776,447 |
| 勤務費用 | 177,913 |
| 利息費用 | 7,651 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 35,733 |
| 退職給付の支払額 | 341,816 |
| 制度改定による変動額 | - |
| 為替変動による影響額 | 120,471 |
| その他 | 225 |
| 退職給付債務の期末残高 | 4,704,708 |

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| (2)退職給付債務の期末残局と貸借対照表に計上る | された退職給付 |
|--------------------------|-----------|
| | (千円) |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 4,704,708 |
| 未認識過去勤務費用 | 7,869 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 4,712,577 |
| | |
| 退職給付引当金 | 4,712,577 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 4,712,577 |
| | |
| (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 | |
| | (千円) |
| 勤務費用 | 177,913 |
| 利息費用 | 7,651 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 35,733 |
| 過去勤務債務の費用処理額 | 1,874 |
| 確定給付型年金制度に係る退職給付費用 | 147,957 |

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎 割引率 0.4%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は86,210千円であります。

第34期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2.確定給付型年金制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | (千円) |
|--------------|-----------|
| 退職給付債務の期首残高 | 4,704,708 |
| 勤務費用 | 168,372 |
| 利息費用 | 7,558 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 31,353 |
| 退職給付の支払額 | 2,920,688 |
| 制度改定による変動額 | <u>-</u> |
| 為替変動による影響額 | 11,362 |
| その他 | 16,455 |
| 退職給付債務の期末残高 | 1.900.779 |

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | (千円) |
|---------------------|-----------|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 1,900,779 |
| 未認識過去勤務費用 | 5,994 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,906,773 |
| 退職給付引当金 | 1,906,773 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1.906.773 |

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | (千円) |
|--------------------|---------|
| 勤務費用 | 168,372 |
| 利息費用 | 7,558 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 31,353 |
| 過去勤務債務の費用処理額 | 1,874 |
| 確定給付型年金制度に係る退職給付費用 | 142,702 |

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎 割引率 0.5%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は87,966千円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 第33期 | 第34期 |
|----------------------|--------------|--------------|
| | (2019年3月31日) | (2020年3月31日) |
| | (千円) | (千円) |
| 繰延税金資産 | | |
| 未払費用 | 101,830 | 140,844 |
| 賞与引当金 | 441,058 | 217,927 |
| 退職給付引当金 | 1,451,987 | 583,853 |
| 資産除去債務 | 2,685 | 2,685 |
| その他 | 116,978 | 242,912 |
| 繰延税金資産小計 | 2,114,538 | 1,188,221 |
| 評価性引当額 | 803,096 | 812,395 |
| 繰延税金資産合計 | 1,311,444 | 375,826 |
| 繰延税金負債 | | |
| 未払金 | 186,975 | 147,947 |
| 長期貸付金 | 35,073 | 0 |
| 繰延税金負債合計 | 222,048 | 147,947 |
| | | |
| 繰延税金資産又は繰延税金負債()の純額 | 1,089,396 | 227,879 |

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 第33期 | 第34期 |
|--------------------|--------------|--------------|
| | (2019年3月31日) | (2020年3月31日) |
| 法定実効税率 | 30.62% | 30.62% |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.81% | 3.34% |
| 評価性引当額 | 1.90% | 0.28% |
| 過年度法人税等 | 0.04% | 0.49% |
| その他 | 0.08% | 0.04% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 34.38% | 34.21% |

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で事業用不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、直接減額しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

EDINET提出書類 フィデリティ投信株式会社(E12481) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(セグメント情報等)

セグメント情報

第33期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 及び 第34期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第33期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1.サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

| 投資信託の名称 | 委託者報酬 | 関連するサービス の種類 |
|------------------------------|------------|-----------------|
| フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド | 10,579,865 | 投資信託の運用 |
| フィデリティ・US リート・ファンドB(為替ヘッジなし) | 9,025,455 | 投資信託の運用 |
| フィデリティ・日本成長株・ファンド | 5,447,177 | 投資信託の運用 |

第34期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

| | | (1 - 1 1 3 / |
|------------------------------|-----------|-----------------|
| 投資信託の名称 | 委託者報酬 | 関連するサービス の種類 |
| フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド | 8,974,384 | 投資信託の運用 |
| フィデリティ・US リート・ファンドB(為替ヘッジなし) | 8,352,497 | 投資信託の運用 |
| フィデリティ・日本成長株・ファンド | 5,276,573 | 投資信託の運用 |

関連当事者情報

第33期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社

| () | 73 HT - F < 3VC C | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|----------------------|-----------|--------------------|----------------------------|-------------------|--------------------|--------------|-------|--------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-----------------|---|-----|---------|
| 種類 | 会社等の 名称 | 会社等の 所在地 | 資本金 | 事業の内 容 | 議決権等 の所有(被所有) 割合 | 関連当事 者との関 係 | 取引の内容 | 取引金額 (注2) | 科目 | 期末残高 (注2) | | | | | | | | | | | | | | | |
| | FIL | 英領 バミュー | 千米ドル | 投資顧問 | 被所有間 | 投資顧問 契約の再 | 委託調査等報 酬 (注3) | 千円 - | 未収入金 | 千円 82,094 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 親会社 | Limited | ミューダ、ペン ブローク 市 | 6,981 | 業 | 接100 % | 委任等役 員の兼任 | 共通発生経費 負担額 (注4) | 6,977,863 | 未払金 | 557,126 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 千円 | | | | | 千円 | | 千円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 金銭の貸付 (注1) | 450,000 | 長期貸付金 | 21,850,000 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 한 스 첫 | フィデリ ティ・ ジャパ | 東京都港 | 4 540 000 | グループ | 被所有直 | 当社事業 活動の管 | 利息の受取 (注1) | 61,374 | 未収入金 | 20,309 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 親会社 | ン・ホー ルディン グス株式 | ☒ | 4,510,000 | 管理 | 接100 % | 理等役員 の兼任 | 共通発生経費 負担額 (注4) | 429,152 | 未払金 | 81,239 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 会社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 連結法人税の 個別帰属額 | - | 未払金 | 294,863 |
| | | | 千米ドル | _ | | _ | | 千円 | | 千円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 親会社 | FIL Asia Holdings Pte. Limited | | 189,735 | グループ 会社経営 管理 | 被所有間 接100% | 営業取引 | 共通発生経費 負担額 (注4) | 3,796,845 | 未払金 | 314,928 | | | | | | | | | | | | | | | |

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

| (4) #3 1 | カロロスが正し | | リーの祝云句 | | TT | | | | | |
|---------------------|---|------------------------------|-----------|-------------|----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--------------|-----|--------------|
| 属性 | 会社等の 名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内 容 | 議決権等 の所有(被所有) 割合 | 関連当事 者との関 係 | 取引の内容 | 取引金額 (注2) | 科目 | 期末残高 (注2) |
| | | | 千円 | | | | | 千円 | | 千円 |
| 同一の翔 | フィデリ | | | | | 当社設定 | 共通発生経費 負担額 (注4) | 600,501 | 未払金 | 23,643 |
| 会社をもつ会社 | | 声声郑洪 | 9,257,500 | 証券業 | なし | 投資信託 の募集・ 販売 | 投資信託販売 に係る代行手 数料 (注5) | 877,675 | 未払金 | 174,703 |
| | | | 千米ドル | | | | | 千円 | | 千円 |
| 同一の親会社をもつ会社 | FIL Investme nt Manage ment (Hong Kong) Limited | 香港、セ ントラル 市 | 22,897 | 証券投資顧問業 | なし | 当社事業 活動への サービス の提供 | 共通発生経費 負担額 (注4) | 717,522 | 未払金 | 71,425 |
| | | | 千米ドル | | | | | 千円 | | 千円 |
| 同一の親 会社をも つ会社 | FIL (Luxemb ourg) S.A. | ルクセン ブルグ、 ルクセン ブルグ市 | 1,676 | 証券投資 顧問業 | なし | 商標使用 契約 | ロイヤリティ の支払 | 305,883 | 未払金 | 127,244 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- (注3) 当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。
- (注4) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一 定の比率により負担しております。
- (注5) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

第34期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社

| 種類 | 会社等の 名称 | 会社等の 所在地 | 資本金 | 事業の内 容 | 議決権等 の所有(被所有) 割合 | 関連当事 者との関 係 | 取引の内容 | 取引金額 (注2) | 科目 | 期末残高 (注2) | | | | | | | | | | |
|-----|---|--------------------|-----------|--------------------|----------------------------|-------------------|--------------------|----------------------|-------------|--------------|----------|---------|---|---|---|----------|--------------|--------------------|-----------|-----|
| | | | 千米ドル | | | | | 千円 | | 千円 | | | | | | | | | | |
| 親会社 | FIL | 英領バ ミュー ダ、ペン | 6,981 | | | | 1 | 投資顧問 契約の再 素な等の | 委託調査等報酬(注3) | - | 未収入金 | 477,134 | | | | | | | | |
| | Limited | タ、ヘン ブローク 市 | | | 業 接100 % | 業 | 業 | 業 | 業 | 兼 | 莱 | 兼 | 業 | 兼 | 兼 | 業 接100 % | 委任等役 員の兼任 | 共通発生経費 負担額 (注4) | 6,299,993 | 未払金 |
| | | | 千円 | | | | | 千円 | | 千円 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 貸付金の回収 (注1) | 19,970,000 | 長期貸付金 | 1,880,000 | | | | | | | | | | |
| | フィデリティ・ | | | | | 当社事業 | 利息の受取 (注1) | 43,406 | 未収入金 | 4,221 | | | | | | | | | | |
| 親会社 | ジャパン・ホー | 東京都港区 | 4,510,000 | グループ 会社経営 管理 | 被所有直接100% | 活動の管 理等役員 | 共通発生経費 負担額 (注4) | 406,439 | 未払金 | 81,434 | | | | | | | | | | |
| | ルディン グス株式 会社 | | | | | の兼任 | 連結法人税の 個別帰属額 | - | 未払金 | 66,142 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 剰余金の配当 | 20,000,000 | 未払金 | - | | | | | | | | | | |
| | | | 千米ドル | | | | | 千円 | | 千円 | | | | | | | | | | |
| 親会社 | FIL Asia Holdings Pte. Limited | | 189,735 | グループ 会社経営 管理 | 被所有間接100% | 営業取引 | 共通発生経費 負担額 (注4) | 2,628,757 | 未払金 | 266,506 | | | | | | | | | | |

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

| (-) // 3 3 | 77117 17176 | 1 A I C I | 9 07 37 12 12 | | 1- | | | | | |
|-------------|--------------|-------------------|---------------|---------|----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--------------|-----|--------------|
| 属性 | 会社等の 名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等 の所有(被所有) 割合 | 関連当事 者との関 係 | 取引の内容 | 取引金額 (注2) | 科目 | 期末残高 (注2) |
| | | | 千円 | | | | | 千円 | | 千円 |
| | フィデリ | | | | | 当社設定 投資信託 | 共通発生経費 負担額 (注4) | 637,950 | 未払金 | 4,469 |
| 会社をもつ会社 | ティ証券 株式会社 | X | 10,007,500 | 証券業 | なし | の募集・販売 | 投資信託販売 に係る代行手 数料 (注5) | 801,519 | 未払金 | 174,463 |
| | | | 千米ドル | | | | | 千円 | | 千円 |
| 同一の親会社をもつ会社 | Wanage | 香港、セ ントラル 市 | | 証券投資顧問業 | なし | 当社事業 活動への サービス の提供 | 共通発生経費 負担額 (注4) | 784,703 | 未払金 | 108,258 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- (注3) 当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。
- (注4) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。
- (注5) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

| | 第33期 | 第34期 |
|-------------|---------------|---------------|
| | (自 2018年4月1日 | (自 2019年4月1日 |
| | 至 2019年3月31日) | 至 2020年3月31日) |
| 1 株当たり純資産額 | 1,066,687円79銭 | 172,673円19銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 65,127円34銭 | 105,985円40銭 |

(注1)1. なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額又は1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第33期 | 第34期 | |
|------------------|---------------|---------------|---|
| 項目 | (自 2018年4月1日 | (自 2019年4月1日 | |
| | 至 2019年3月31日) | 至 2020年3月31日) | |
| 当期純利益(千円) | 1,302,546 | 2,119,707 | _ |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - | |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 1,302,546 | 2,119,707 | |
| 期中平均株式数 | 20,000株 | 20,000株 | |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

| (1) 11問負債利無稅 | | | |
|--------------|-------|--------------|------------|
| | | 第35期中間会計期間末 | |
| | | (2020年9月30日) | |
| 科目 | 注記 番号 | 金額 (千円) | 構成比 (%) |
| (資産の部) | | | |
| 流動資産 | | | |
| 現金及び預金 | | 4,007,734 | |
| 未収委託者報酬 | | 5,702,350 | |
| 未収収益 | | 488,665 | |
| 未収入金 | | 145,661 | |
| その他 | | 378,818 | |
| 流動資産計 | | 10,723,230 | 79.8 |
| | | | |
| 固定資産 | | 7 407 | |
| 無形固定資産 | | 7,487 | |
| 投資その他の資産 | | | |
| 長期貸付金 | | 2,420,239 | |
| 長期差入保証金 | | 13,505 | |
| 会員預託金 | | 230 | |
| 繰延税金資産 | | 269,109 | |
| 投資その他の資産計 | | 2,703,083 | 20.1 |
| 固定資産計 | | 2,710,570 | 20.2 |
| 資産合計 | | 13,433,800 | 100.0 |

| | | 第35期中間会計期間末 | |
|----------|----------|---------------|--------------|
| | | | |
| | ÷÷⊐ | (2020年) 金額 | 9月30日) ##### |
| 科目 | 注記 番号 | (千円) | 構成比 (%) |
| (負債の部) | | | . , |
| 流動負債 | | | |
| 未払手数料 | | 2,506,075 | |
| その他未払金 | | 1,009,787 | |
| 未払費用 | | 280,610 | |
| 未払法人税等 | | 625,098 | |
| 賞与引当金 | | 1,382,837 | |
| その他 | *1 | 295,660 | |
| 流動負債計 | | 6,100,069 | 45.4 |
| | | | |
| 固定負債 | | | |
| 長期賞与引当金 | | 496,786 | |
| 退職給付引当金 | | 1,967,827 | |
| 関係会社引当金 | | 370,080 | |
| 固定負債計 | | 2,834,694 | 21.1 |
| 負債合計 | | 8,934,763 | 66.5 |
| (純資産の部) | | | |
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | | 1,000,000 | |
| 利益剰余金 | | | |
| 利益準備金 | | 250,000 | |
| その他利益剰余金 | | | |
| 繰越利益剰余金 | | 3,249,036 | |
| 利益剰余金合計 | | 3,499,036 | |
| 株主資本合計 | | 4,499,036 | 33.5 |
| 純資産合計 | | 4,499,036 | 33.5 |
| 負債・純資産合計 | | 13,433,800 | 100.0 |

(2)中間損益計算書

| (=) 1133,500,715 | | | |
|------------------|------|---|------------|
| | | 第35期中間会計期間 自 2020年4月1日 至 2020年9月30日 | |
| 科目 | 注記番号 | 金額 (千円) | 百分比 (%) |
| 営業収益 | | | |
| 委託者報酬 | | 16,838,005 | |
| その他営業収益 | | 1,166,982 | |
| 営業収益計 | | 18,004,987 | 100.0 |
| 営業費用及び一般管理費 | | 16,410,876 | 91.1 |
| 営業利益 | | 1,594,110 | 8.9 |
| 営業外収益 | *2 | 36,355 | 0.2 |
| 営業外費用 | | - | - |
| 経常利益 | | 1,630,465 | 9.1 |
| 特別利益 | | - | - |
| 特別損失 | | 1,808 | 0.0 |
| 特別退職金 | | 1,808 | 0.0 |
| 税引前中間純利益 | | 1,628,657 | 9.0 |
| 法人税等 | *1 | 583,084 | 3.2 |
| 中間純利益 | | 1,045,573 | 5.8 |

重要な会計方針

| 主久 (6 公川 / 1) 1 | | |
|-------------------------------------|--|--|
| 項目 | 第35期中間会計期間 自 2020年4月1日 | |
| | 至 2020年9月30日 | |
| 1.引当金の計上基準 | (1) 退職給付引当金 | |
| | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 | |
| | 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存 勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額を定額法 により費用処理しております。数理計算上の差異について は、発生年度に全額費用処理しております。 | |
| | (2) 賞与引当金、長期賞与引当金 | |
| | 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支 給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 | |
| | (3) 関係会社引当金 | |
| | 親会社により負担された当社のインセンティブ・シェア・ プランによる業績連動型特別賞与について、将来親会社に 対し支払いを行う可能性が高いため、親会社との契約に基 づき当中間会計期間末において発生していると認められる 額を計上しております。 | |
| 2 その他中間財務諸表作成の ための基本となる重要な事 項 | (1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており ます。 | |
| | (2) グループ通算制度への移行に係る税効果会計 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効 果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020 年3月31日) 第3項により、繰延税金資産及び繰延税金負債 の額については、改正前の税法の規定に基づいておりま す。 | |

注記事項

(中間貸借対照表関係)

| 項目 | 第35期中間会計期間末 2020年9月30日 |
|-------------|--|
| *1 消費税等の取扱い | 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「そ の他」に含めて表示しております。 |

(中間損益計算書関係)

| | 第35期中間会計期間 |
|----------------|--|
| 項目 | 自 2020年4月1日 至 2020年9月30日 |
| *1 税金費用の取扱い | 税金費用については、簡便法による税効果会計を適用している ため、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。 |
| *2 営業外収益の主要な項目 | 営業外収益のうち主要な項目は以下のとおりであります。 貸付金利息 9,976千円 為替差益 16,837千円 |

(リース取引関係)

第35期中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日) 該当事項はありません。

(金融商品関係)

第35期中間会計期間(2020年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。 ((注) 2 . 参照)

| | 中間貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|------------|-----------------|------------|------------|
| (1)現金及び預金 | 4,007,734 | 4,007,734 | - |
| (2)未収委託者報酬 | 5,702,350 | 5,702,350 | - |
| (3)未収収益 | 488,665 | 488,665 | - |
| (4)未収入金 | 145,661 | 145,661 | - |
| (5)長期貸付金 | 2,420,239 | 2,420,239 | - |
| 資産計 | 12,764,651 | 12,764,651 | - |
| (1)未払手数料 | 2,506,075 | 2,506,075 | - |
| (2)その他未払金 | 1,009,787 | 1,009,787 | - |
| 負債計 | 3,515,863 | 3,515,863 | - |

(注) 1.金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

- (1)現金及び預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収収益、(4)未収入金 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっ ております。
- (5)長期貸付金 変動金利によるものであり、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっ ております。

負債

- 2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 該当事項はありません。

EDINET提出書類 フィデリティ投信株式会社(E12481) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(有価証券関係)

第35期中間会計期間(2020年9月30日) 該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第35期中間会計期間(2020年9月30日) 該当事項はありません。

(ストックオプション等関係)

第35期中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日) 該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第35期中間会計期間(2020年9月30日)

当社は建物所有者との間で事業用不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、直接減額しております。

(持分法損益等)

第35期中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日) 該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

第35期中間会計期間(2020年9月30日) 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第35期中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日) 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第35期中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1.サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

| 投資信託の名称 | 委託者報酬 (単位:千円) | 関連するサービス の種類 |
|--------------------------------------|------------------|-----------------|
| フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド | 3,849,561 | 投資信託の運用 |
| フィデリティ・U S リート・ファンド B (為替ヘッジなし) | 3,491,756 | 投資信託の運用 |
| フィデリティ・日本成長株・ファンド | 2,693,083 | 投資信託の運用 |

(1株当たり情報)

| | 第35期中間会計期間 自 2020年4月1日 至 2020年9月30日 |
|----------------|---|
| 1株当たり純資産額 | 224,951.84円 |
| 1株当たり中間純利益金額 | 52,278.66円 |
| (算定上の基礎) | |
| 中間純利益金額 | 1,045,573千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | - |
| 普通株式に係る中間純利益金額 | 1,045,573千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 20,000株 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令、およびその他関連諸法令等で認められているものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令、およびその他関連諸法令等で認められているものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

- (2) 事業の譲渡または事業の譲受 該当ありません。
- (3) 出資の状況 該当ありません。
- (4) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

| ファンドの運営に おける役割 | 名称 | 資本金の額 (2020年9月末日現在) | 事業の内容 |
|-------------------|------------|------------------------|--|
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 | 50,000百万円 | 銀行法に基づき銀行業 を営むとともに、金融 機関の信託業務の兼営 等に関する法律(兼営 法)に基づき信託業務 を営んでいます。 |
| 販売会社 | 野村證券株式会社 | 10,000百万円 | 金融商品取引法に定め る第一種金融商品取引 業を営んでいます。 |

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社:委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算 (ファンドの基準価額の計算)、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への 指示および連絡等を行ないます。
- (2) 販売会社:ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解 約に関する事務、受益者への一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配 金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の 交付等を行ないます。

EDINET提出書類 フィデリティ投信株式会社(E12481) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

3【資本関係】

(1) 受託会社:該当事項はありません。

(2) 販売会社:該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、下記の書類が関東財務局長に提出されております。

2020年 6 月19日有価証券報告書2020年 6 月19日有価証券届出書2020年12月18日半期報告書

2020年12月18日 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

2020年6月10日

フィデリティ投信株式会社取締役会 会御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂業 務 執 行 社 員 公認会計士 大畑 茂

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に 掲げられているフィデリティ投信株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すな わち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家とし ての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付 ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意 を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項 付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいている が、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

EDINET提出書類

フィデリティ投信株式会社(E12481)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 財務諸表に対する意見を表明するために、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠 を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単 独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

フィデリティ投信株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 信 之 印 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・ジャパン・オープン(確定拠出年金向け)の2020年3月24日から2021年3月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・ジャパン・オープン(確定拠出年金向け)の2021年3月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フィデリティ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計す ると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断され る。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を 行う。

利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

⁽注)1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

^{2.} XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月4日

フィデリティ投信株式会社 取 締 役 会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 畑 茂業 務 執 行 社 員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に 掲げられているフィデリティ投信株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第35期事業年度の中間会計期間 (2020年4月1日から2020年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な 会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の 基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が 国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果た している。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関 連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注 記事項の妥当性を評価する。

EDINET提出書類

フィデリティ投信株式会社(E12481)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。